２０２１年度第６回業務委員会議事次第

（一社）日本コミュニティーガス協会

【日　時】２０２２年３月９日（水）１５：００～

【場　所】協会会議室

Ⅰ．報告事項

１．　委員（支部状況）報告

２．　事務局報告

（１）経過措置料金規制指定団地の指定解除について　・・・・・・・・・　資料 No.1

（２）2021 年度第 2 四半期「特別な事後監視」の結果について　・・・・　資料 No.2

（３）ガス事業法違反に対する厳重注意（再）について　・・・・・・・・　資料 No.3

（４）2022 年度事業計画案（業務関連）について　・・・・・・・・・・・　資料 No.4

理事会提出案の業務部関係部分を紹介

（５）事業法１４条１５条の周知文モデルについて　・・・・・・・・・・　資料 No.5

（６）講習会資料「自由化団地の料金改定」について　・・・・・・・・・　資料 No.6

説明順序を整理、ノートを箇条書きにして紹介

（７）認知度向上ポスターについて　・・・・・・・・・・・・・・・・・　資料 No.7

最終確定版・会員向け配布主旨を紹介

（８）カーボンニュートラルに関する情報について　・・・・・・・・・・　資料 No.8

（９）コラボ活動について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　資料 No.9

- エネファームアンケート実施の件
- コラボ活動報告

（10）事業用原料の需給・価格動向等について　・・・・・・・・・・・・　資料 No.10

（11）その他　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　資料 No.11

- 液石における設備費用のガス料金上乗せについて
- ガス料金未払いに伴う遠隔閉栓時の通知について

（参考）

・生産動態統計（2021 年 11・12 月）　・・・・・・・・・・・・・・・・・　資料 No.12

・コミュニティーガス販売動向について・・・・・・・・・・・・・・・・　資料 No.13

Ⅱ．　審議事項

・

※　次回業務委員会は、2022年5月11日(水) 15:00～協会会議室(リアル＋Web)の予定です。

以上

2021年度
第6回業務委員会
資料№1

2022年3月9日

経過措置指定団地の2021年12月及び2022年3月解除並びに6月解除見込み

▲は、生産動態統計で旧簡易ガスに区分された旧一般ガスの供給区域。

（一社）日本コミュニティーガス協会

	2017年3月31日			2017年4月～2021年12月	2021年12月1日	2021年12月1日（2021年11月生産動態統計BASE）			2022年3月1日	2022年3月1日（2021年12月生産動態統計BASE）			2022年6月1日	2022年6月1日見込（2021年12月生産動態統計BASE）		
	自由化団地	経過措置指定団地	団地 計	供給地点群数の増減	解除	自由化団地	経過措置指定団地	団地 計	解除	自由化団地	経過措置指定団地	団地 計	解除予定	自由化団地	経過措置指定団地	団地 計
北海道 ▲ 4	*1* 333 5.9%	*2.9%* 10 0.6%	343 4.6%	−6 4.1%	*0* 0 0 0.0%	*0* 334 5.3%	*0.9%* 3 0.3%	337 4.7%	*1* 0 1 1.9%	*1* 335 5.3%	*0.6%* 2 0.2%	337 4.7%	*0* 0 0 0.0%	*1* 335 5.3%	*0.6%* 2 0.2%	337 4.7%
東北 ▲ 1	*88* 542 9.6%	*13.3%* 83 4.8%	625 8.5%	−27 18.6%	*0* 0 0 0.0%	*1* 570 9.1%	*4.7%* 28 2.8%	598 8.3%	*1* 1 1 1.9%	*1* 571 9.1%	*4.5%* 27 2.9%	598 8.3%	*0* 0 0 0.0%	*1* 571 9.1%	*4.5%* 27 2.9%	598 8.3%
関東 ▲ 7	*266* 1,385 24.5%	*34.3%* 722 41.8%	2,107 28.6%	−60 41.4%	*0* 3 1 20.0%	*83* 1,566 25.1%	*23.6%* 483 49.0%	2,049 28.3%	*13* 38 24 44.4%	*58* 1,588 25.2%	*22.4%* 459 49.2%	2,047 28.3%	*1* 5 1 16.7%	*54* 1,589 25.2%	*22.4%* 458 49.5%	2,047 28.3%
中部	*124* 469 8.3%	*28.7%* 189 10.9%	658 8.9%	−9 6.2%	*2* 1 2 40.0%	*36* 534 8.5%	*17.7%* 115 11.7%	649 9.0%	*4* 7 6 11.1%	*33* 540 8.6%	*16.8%* 109 11.7%	649 9.0%	*0* 2 0 0.0%	*31* 540 8.6%	*16.8%* 109 11.8%	649 9.0%
北陸	*10* 292 5.2%	*0.0%* 0 0.0%	292 4.0%	−14 9.7%	*0* 0 0 0.0%	*0* 278 4.4%	*0.0%* 0 0.0%	278 3.8%	*0* 0 0 0.0%	*0* 278 4.4%	*0.0%* 0 0.0%	278 3.8%	*0* 0 0 0.0%	*0* 278 4.4%	*0.0%* 0 0.0%	278 3.8%
近畿	*123* 680 12.0%	*33.3%* 339 19.6%	1,019 13.8%	−22 15.2%	*0* 2 0 0.0%	*41* 769 12.3%	*22.9%* 228 23.1%	997 13.8%	*2* 15 4 7.4%	*28* 773 12.3%	*22.5%* 224 24.0%	997 13.8%	*2* 0 2 33.3%	*30* 775 12.3%	*22.3%* 222 24.0%	997 13.8%
中国	*86* 549 9.7%	*13.1%* 83 4.8%	632 8.6%	−32 22.1%	*2* 0 2 40.0%	*20* 573 9.2%	*4.7%* 28 2.8%	601 8.3%	*0* 4 5 9.3%	*16* 577 9.2%	*3.8%* 23 2.5%	600 8.3%	*0* 0 0 0.0%	*16* 577 9.1%	*3.8%* 23 2.5%	600 8.3%
四国	*50* 291 5.1%	*17.6%* 62 3.6%	353 4.8%	−3 2.1%	*0* 0 0 0.0%	*17* 325 5.2%	*7.1%* 25 2.5%	350 4.8%	*1* 1 2 3.7%	*17* 327 5.2%	*6.6%* 23 2.5%	350 4.8%	*0* 2 0 0.0%	*15* 327 5.2%	*6.6%* 23 2.5%	350 4.8%
九州	*166* 931 16.5%	*20.4%* 238 13.8%	1,169 15.8%	10 −6.9%	*0* 1 0 0.0%	*47* 1,104 17.7%	*6.4%* 75 7.6%	1,179 16.3%	*5* 18 11 20.4%	*34* 1,115 17.7%	*5.4%* 64 6.9%	1,179 16.3%	*0* 0 3 50.0%	*34* 1,118 17.7%	*5.2%* 61 6.6%	1,179 16.3%
沖縄	*1* 181 3.2%	*0.5%* 1 0.1%	182 2.5%	18 −12.4%	*0* 0 0 0.0%	*0* 198 3.2%	*0.5%* 1 0.1%	199 2.7%	*0* 0 0 0.0%	*0* 199 3.2%	*0.5%* 1 0.1%	200 2.8%	*0* 0 0 0.0%	*0* 199 3.2%	*0.5%* 1 0.1%	200 2.8%
全国 計 ▲ 12	*915* 5,653 100.0%	*23.4%* 1,727 100.0%	＜減少率= 7,380 100.0%	−2.0%＞ −145 100.0%	*4* 7 5 100.0%	*245* 6,251 100.0%	*13.6%* 986 100.0%	7,237 100.0%	*27* 84 54 100.0%	*188* 6,303 100.0%	*12.9%* 932 100.0%	7,235 100.0%	*3* 9 6 100.0%	*182* 6,309 100.0%	*12.8%* 926 100.0%	7,235 100.0%

＊ *斜体の数字*は自由化団地の内、シェア50%超の団地数

＊＊下段のパーセンテージは全国計に占める割合

（注）廃止された旧簡易ガス団地数及び指定団地・自由化団地の内訳は把握していない。

【出典：生産動態統計 ほか】

News Release

電力・ガス取引監視等委員会
Electricity and Gas Market Surveillance Commission

令 和 ４ 年 ２ 月 ２ ４ 日
電力・ガス取引監視等委員会

ガスの特別な事後監視について（令和３年度第２四半期）

（趣旨）
ガスシステム改革小委員会において、経過措置料金規制が課されない、又は経過措置料金規制が解除されたガス小売事業者のうち、旧供給区域等における都市ガス（又は簡易ガス）の利用率が５０％を超える事業者については、「特別な事後監視」として、ガス小売料金の合理的でない値上げが行われないよう、当該旧供給区域の料金水準（標準家庭における1ヶ月のガス使用量を前提としたガス小売料金）を、３年間監視することと整理されています。
上記の整理を踏まえ、電力・ガス取引監視等委員会において、令和３年７月から９月を対象とした「特別な事後監視」の調査を実施したので、その結果について公表します。

１．調査の概要

(1) 対象事業者・供給区域等
- 旧簡易ガス事業者：　１１５事業者　　２７７供給地点群

(2) 事業者からの報告事項
対象となる事業者から令和３年７月から９月までの期間（以下「本件対象期間」という。）の以下の情報を収集した。
① 標準家庭における1ヶ月のガス使用量及び当該ガス使用量を前提として算定したガス小売料金（月次）
② 家庭用におけるガス販売量及び販売額を前提として算定した販売単価（月次）

２．調査結果

(1) 本件対象期間における調査の結果、値上げを行った事業者が1事業者（1供給地点群）確認されたため、その内容について検証・確認を行った。

(2) その結果、合理的でない値上げに該当するおそれがあると判断し、当該事業

者へのヒアリング等を実施していたところ、同事業者から料金を値上げ前の水準に戻し、それまでの差額分も需要家へ返金したい旨の説明を受けた。このため、同事業者に対して、需要家への差額分の返金及び事前説明等について適切に対応するよう指導した。

(3) 当該事業者以外の事業者については、値上げが行われた事実は認められなかった。

（本発表資料のお問い合わせ先）
電力・ガス取引監視等委員会事務局
取引監視課長　池田
統括ネットワーク事業管理官　伊藤
担当者：宮嶋、中橋、牛島、齋藤
電　話：03-3501-1552（直通）

2021年度
第6回業務委員会
資料№3
事務連絡

令和４年１月３１日

一般社団法人日本コミュニティーガス協会近畿支部
支部長　古野　晃　殿

近畿経済産業局　資源エネルギー環境部
電力・ガス事業課長　村上　圭子

貴協会会員のガス事業法等の遵守・自主点検の実施について（依頼）

令和３年８月１９日付けで当局より貴協会支部長宛てに、貴協会会員のガス事業法等の遵守を依頼したところです。

今般、貴協会会員であるガス事業者からの報告により、電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第29条第１項の規定に基づく指定旧供給地点の変更許可を受けることなく、指定旧供給地点においてガスを供給していた事案が複数判明いたしました。また、供給約款料金等の過徴収を行っていた事案も発生しております。

公益事業者として法令を遵守し、重大な社会的責務を果たすべきガス事業者において、複数の事業者の法令違反が発生したことは、極めて遺憾です。

このような事態を鑑み、同様の行為が他のガス事業者において繰り返し発生することのないよう、各ガス事業者において、法令遵守に向けた自主点検を実施するよう要請いたします。

貴協会支部におかれましては、ガス事業法等にかかる法令遵守・自主点検の実施について、周知を行っていただきますようよろしくお願いします。

以　上

〈 公 印 省 略 〉
近畿コ発第 2022-２号
２０２２年２月２日

会員各位

(一社)日本コミュニティーガス協会近畿支部
支部長　古野　晃

ガス事業法等の遵守・自主点検の実施について（依頼）

昨年８月１９日に、近畿経済産業局から「電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第５９条第１項の規定に基づく指定旧供給地点の変更許可を受けることなく、指定旧供給地点においてガスを供給していた事案が複数判明した」ことを踏まえ、法令遵守について（注意喚起）がなされたところです。

このため、9 月８日付け近畿コ第 2021-２８号をもって会員各位あてに「ガス事業法等の遵守について」で周知するとともに、同日付け近畿コ第 2021-２９号をもって指定旧供給地点を有する事業者あてに「ガス事業法等の遵守について」の周知文書を送付したところです。

加えて、１２月７日には「臨時 業務講習会」を開催し、当該事案の解説を含め法令順守の周知を行ったところです。

しかしながら、その後も同様の事案が発覚するとともに、供給約款料金等の過徴収を行っていた事案も発生しており、本年１月３１日付けで、別添のとおり近畿経済産業局から「ガス事業法等の遵守・自主点検の実施について（依頼)」の要請がなされました。

会員各位におかれましては、**速やかにガス事業法に係る法令遵守・自主点検の実施を行っていただきますよう**よろしくお願いいたします。

以上

２０２２年度事業計画書（案）
＜ 業 務 部 関 連＞

自 ２０２２年 ４月 １日
至 ２０２３年 ３月３１日

Ⅰ 概 況 と 基 本 方 針

１．2021年度は、新型コロナウィルス感染症による「緊急事態宣言」下の7月に東京オリンピック・パラリンピックが開催された。9月末に「緊急事態宣言」は全面解除され、下方安定していたが、年が明けて1月以降変異種である「オミクロン株」が感染拡大する等、国内・国外の社会・経済ともに非常に厳しい環境であった。

2022年度も新型コロナウィルス感染症の収束の目途は立っておらず、このことからも国内・国外の社会・経済ともに予断を許さない厳しい状況にあると推測される。

２．また、世界的なSDGsの取組や脱炭素化の流れの中、ガス業界を始めエネルギー産業は本格的なビジネスの転換を迫られることとなっている。

３．コミュニティーガス事業にあっては上記の他に、人口の減少傾向や少子高齢化に加え、消費原単位の減少等、引き続き構造的に厳しい環境下にある。

４．本年度は、コミュニティーガス事業の次のステップへ進むための重要な年度と認識し、今後に向けたあり方を模索しつつ普及促進策を検討する。

Ⅱ 事 業 の 概 要

上記の基本認識のもと、本年度の事業計画は、国際的なSDGｓ（持続可能な開発目標）の考え方やＣＮ（カーボンニュートラル）を考慮のうえ策定する。

ＳＤＧｓに関しては、次に掲げる諸目標がコミュニティーガス事業に該当すると考えられることから、会員事業者においては、それらの目標も考慮し業務遂行するよう会員事業者への周知・啓発を図るものとし、以下の諸事業を実施する。

- SDGｓ目標7 「エネルギーをみんなにそしてクリーンに」
- SDGｓ目標9 「産業と技術革新の基盤をつくろう」
- SDGｓ目標11 「住み続けられるまちづくりを」
- SDGｓ目標13 「気候変動に具体的な対策を」

１．新型コロナウィルス感染症への対応（略）

２．新ガス事業法遵守に向けたフォローアップ

改正ガス事業法施行後５年が経過し、旧一般ガスの大手２事業者も経過措置が解除されたが、2021年度には無届の団地や供給地点変更が判明し、いくつかの事業者が厳重注意を受けたほか、局から指導を受けた事業者も少なからずあった模様である。これらはコミュニティーガス団地や液石事業における営業権の移動に際して表面化しているものと思われる。この問題も含めガス事業法遵守のため、引き続き会員事業者に対し講習会・協会ＨＰ等を通して周知及び支援を行うとともに液石専業事業者に向けた周知方法を検討する。

（１）ガス事業法における規制や手続等の周知徹底

①　コミュニティーガス事業における、ガスの小売営業に関する指針や確実な行政報告及び手続等について、引き続き周知を図る。

②　改正ガス事業法に係る手引書やＱ＆Ａなどを作成し、会員事業者の理解を深める。

③　関係省庁が主催する諸会議をフォローし、必要に応じ対応する。

④　（略）

⑤　（略）

（２）経過措置料金規制が課された団地への継続的な対応支援

経過措置料金規制が課された団地については、料金算定等の支援に加え、指定解除のための競争関係報告の作成など、引き続き会員事業者を支援する。また2023年度に改定時期を迎える標準係数につき、改定要否を確認した上で改定案を作成する。

３．将来の検証作業等に向けた対応

今後見込まれる検証作業や制度見直し等に向け、制度運営の実態や問題点を把握する等、必要な調査・検討を行う。

４．ガス安全高度化計画2030の周知・啓発（略）

５．ガス事故防止対策（略）

６．保安関係諸運動の展開（略）

７．経年管対策及びガス工作物の維持管理（略）

８．防災体制の整備・充実（略）

９．経営基盤の強化

人口減少・少子高齢化さらに省エネルギー政策の進展により、調定件数や単位使用量が減少傾向にある中で、関係団体とも連携して情報提供を行い、ガス需要の確保や積極的な機器販売への取組み等を促す。また、必要に応じポスター・チラシ等を作成配布し、コミュニティーガス事業の周知を図る。

（１）収益基盤の強化

① 日本ガス体エネルギー普及促進協議会（コラボ）等に参加して、業界を横断した活動について情報提供するとともに、ガス需要開発に資するセミナー等への参加を促す。

また、レジリエンス強化が求められる中、国が普及促進を図るエネファームについて、エネファームパートナーズやコージェネ財団等から得た情報を提供するとともに、「台所・お風呂の川柳」事業に引き続き協賛し、認知度向上を図る。

② 建替・リフォーム時のガス需要の確保に資する提案やガス機器販売促進を図るため、国の支援事業として年々広まっている省エネ住宅「ＺＥＨ」等の情報を提供する。

（２）コミュニティーガス事業の普及促進

① コミュニティーガス団地が、クリーンな原料を用いてレジリエントな街を形成しており、またＬＰガスの配送効率化に寄与し、ＳＤＧｓの達成や地球温暖化につながる温室効果ガスの排出をゼロにする「脱炭素社会」の実現に貢献していることを周知・広報する。

② 会員事業者による顧客接点強化活動の推進支援。

③ 全国に広がるコンパクトシティ構想関連等、コミュニティーガス事業の新たな採択につながる情報提供を行う。

④ プレハブ建築協会をはじめとする新たなコラボレーションの検討。

10．行政施策に対する協力及び関係団体との連携

（１）行政当局の施策やそれに伴う要請等に対処・協力し、会員事業者に対する周知を図る。

（２）(一社)全国ＬＰガス協会、日本ＬＰガス協会、(一社)日本ガス協会、(一財)日本ガス機器検査協会等の関係団体の活動に委員を派遣する等、必要な連携協力を行う。

（３）Ｇ＆Ｅみらい企業年金基金の普及促進を支援するため、協会報「コミュニティーガス・ニュース」への定期的なPR記事の掲載、説明会の場の設定等の協力を行う。

11．表彰等（略）

12．協会運営と広報活動（略）

以　上

＜図＞ＳＤＧｓの１７のゴール（略）

ガス事業法第 14 条書面

○○ガスからのお知らせ （ご契約中のお客様へ）

2021年度
第6回業務委員会
資料№5

平素より○○ガスをご愛顧いただきありがとうございます。

令和○年○○月○○日に経過措置料金規制が解除されることとなったことを受け、簡易ガス供給約款によりガスの供給をさせていただいているお客さまにつきまして、供給約款の規定を一部変更させていただきます。

なお、今回の約款変更では料金は変更いたしません。また、ご契約をご継続される場合は、お手続きは不要です。

変更のポイント

「指定旧供給地点小売供給約款」を、「ガス小売供給約款」に改編いたします。主な変更点は以下の記載の通りです。

変更実施日：○○○○年○○月○○日　＊料金表は変更いたしません。

主な変更内容

下記のように約款を変更いたしますが、変更後の契約条件等に異議がある場合は、解約金が発生することなく、解約することができます（期間の定めのある契約においては契約期間中であっても同様といたします。）。ただし、集合住宅等では、お住まいの方々の総意により解約できない場合がありますので、家主・管理組合等にご確認ください。

なお、ガス事業法令の改正に伴い、又は用語の整理により、約款を一部変更していますが、実質的な内容の変更はございません。

項　目	変　更　内　容
①約款と契約	供給条件等を記載した供給約款の名称を「簡易ガス供給約款」から「ガス小売供給約款」に変更致します。また、「ガス使用契約」から「ガス小売供給契約」に変更いたします。
②供給条件変更の取扱い	ご契約中であっても、供給条件等を変更することがあります。その場合は、変更する内容を原則として変更実施日の○○日前までに営業所に掲示するなどして周知を行います。 供給条件等の変更（契約期間の延伸を含みます。）の際は、その変更内容や新たな契約期間をお客さまにお知らせいたします。その際、変更しようとする事項の説明を、訪問、書面の送付、インターネット上での開示又は電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法により行い、当該変更をしようとする事項を説明し、書面に記載することについてあらかじめ承諾して頂きます。 ただし、供給条件等の変更が、法律の制定又は改廃に伴う変更、又は実質的な変更を伴わないものについては、特に求めがない限り、説明及び書面に記載しないことがあることをあらかじめ承諾して頂きます。
③契約の解除	料金を支払期限内にお支払い頂けない場合などには、当社から契約を解除させていただくことがありますが、その際は、解除日の遅くとも 15 日前と 5 日前に文書等で 2 回通知いたします。 また、契約解除前にガスの供給を停止する場合も、上記と同様に 2 回通知するとともに、その事由として「お客さまの責に帰すべき理由により保安上の危険がある場合、不正にガスを使用された場合において、当社がその旨を警告しても改めていただけないとき」を新たに対象とさせて頂きます。
⑤契約の変更	お客さまが、ガス小売供給契約の変更を申し出られた場合、その変更は、「申出の日から○日以降の検針日の翌日から」とさせて頂きます。
⑥保安上に係る費用負担	保安上必要と認める場合は、お客さまの構内又は建物内に設置した供給施設、ガス機器について、修理、改造、移転又は特別の施設の設置を求め、その費用をお客さまに負担して頂く場合があります。
⑦使用場所への立入り	保安・ガス機器調査のため必要な場合は、ガス小売供給契約を解除された後であっても、使用場所に立ち入りさせて頂きます。

※変更後の供給条件（ガス小売供給約款）は営業所等に掲示しておりますので、ご覧ください。

（特に書面をご希望のお客さまは、送付致しますので当社へご連絡ください。）

※**上記変更内容をご承諾いただける場合は、特段のお手続きは不要です。**

上記変更内容等にご承諾いただけない場合は、お手数ですが、○○○○年○○月○○日までに、当社へご連絡ください（解約の手続きを取らせていただきます）。

ガス小売の全面自由化と経過措置料金規制について

● **ガス小売全面自由化及び供給地点特定番号のご説明**

ガス事業法の改正に伴い、平成 29 年 4 月から、都市ガスおよび簡易ガスの全面自由化が実施され、供給区域又は供給地点の独占制ならびに料金規制が廃止されました。

これまで当社は、一部の大口契約を除き、経済産業大臣の認可を得て（若しくは届け出て）ガス料金を設定していましたが、○○○○年○○月より、このような行政手続きが不要になります。

お客さまがガスの使用場所を特定する番号として、「お客さま契約番号（仮）（供給地点特定番号）」が設定します。「お客さま契約番号（仮）」は、「ガスの使用量のお知らせ（検針票）」などでお知らせ致します。

今後とも、○○ガスをご愛顧賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。○○○○年○○月以降も引き続き、当社とご契約いただける場合は、お手続きは不要です。

供給条件等の概要について（ご参考）

■ 1-1 料金単価表

	0～8㎥まで	8.1～30㎥まで	30㎥超から
基本料金			
基準単位料金			

実際に適用する単価は、基準単位料金に平均原料価格の動向を加味して毎月決定します。

■ 1-2 料金は検針票でご確認ください。

- 検針票に記載しているガス料金は、基本料金とガスの使用量に応じて計算する調整単位料金により計算致します。また、調整単位料金は原料費の変動に応じて調整した額を加減した額になります。
- 料金はすべて税込です。支払義務発生日（検針日等）から 20 日経過後にお支払いいただく場合には、遅収料金（○%割増）となります。
- ガス料金は、口座振替、払込みその他の方法により、支払義務発生日の翌日から起算して 50 日目（支払期限）までにお支払いただきます。支払期限を経過してもガス料金のお支払いがない場合、ガスの供給を停止させていただくことがあります。
- 供給条件の詳細は、営業所等の店頭へ掲示しておりますので、ご覧ください（ご希望の場合は送付致しますのでご連絡ください）。

■ 供給施設等の設置工事について

お客さま資産の供給施設の設置及び修繕費（修繕、改修、取替え等に要する費用）は、お客さまに負担して頂きます。また、供給開始前にガス小売供給契約又はガス工事契約をお客さまの都合により変更又は解約される場合は、これに要する工事費をお客さまに負担して頂き、変更又は解約によって生じた損害を賠償して頂きます。

■ 保安上の取扱いについて

お客さま資産については、お客さまの責任において管理して頂きますが、ガス事業法令の定めるところにより、検査及び緊急時の措置等の保安責任を当社が負います。また、お客さまの承諾を得て、内管及びガス機器等について調査し、その調査結果を速やかに通知しますが、調査できなかった場合等において、当社の責に帰すべき事由以外の事由によりお客様が損害を受けられたときは、当社は賠償の責を負いません。

なお、調査の際はお客さまの立会が必要となります。

○○ガス株式会社
住所　○○市○○○

【窓口】
○○ガスお客さまセンター　　TEL：000-000-0000
受付時間　○○

15 条として交付時は、削除してください

○○○○○○○プラン
供給条件における重要事項

下記の供給条件を必ずお読みいただいたうえで、お申込みください。

この重要事項説明書は、○○約款その他個別の契約条件(以下「約款等」といいます。)に基づきお客さまと当社との間で締結するガスの供給及び使用に関する契約(以下「ガス小売供給契約」といいます。)に関する説明を行うものです。
ご契約前に、ガス小売供給契約に関する約款等の記載内容と合わせてご確認ください。

1. 個人情報の取扱いについて
契約手続きに際しお伺いしたお客さまの個人情報は、当社のプライバシーポリシーに従い取扱うとともに、ガスの供給に関する必要な手続き範囲で利用させていただきます。

2. 申込みと契約の成立
① 当社によるガスの供給を希望される方は、所定の申込書によるほか、電話、インターネット等によりお申し込みいただけます。
② ガス小売供給契約及びガス工事に関する契約(以下「ガス工事契約」といいます。)は、当社が申込みを承諾したときに成立いたします。契約を変更する場合も、同様といたします。

3. ガスの供給開始予定日
① 新たに入居される場合は、ガス小売供給契約成立後、ご希望日からガスの供給をいたします。
② ガス小売供給契約を他の事業者から当社に切り替えて申込みいただく場合は、切替手続きと切替作業が完了した日から供給を開始いたします。

4. 供給するガスの圧力及び成分
① 当社が供給するガスはLPガス、その規格は「い号」、標準熱量は100.46 メガジュール、最低熱量は 99.0 メガジュール
② 最高圧力は 3.2 キロパスカル、最低圧力は 2.2 キロパスカル
③ 供給するガスの成分は、プロパン及びプロピレンの合計量○○%以上、エタン及びエチレンの合計量 5%以下、ブタジエン 0.5%以下

5. ガス料金について
① ガス料金は、基本料金とガスの使用量に応じて計算する調整単位料金によります(以下「早収料金」といい、消費税等相当額を含みます。)。調整単位料金は基準単位料金に原料費の変動に応じて調整した額を加減した額になります。
② 支払義務が発生する日(以下「支払義務発生日」といいます。)は、原則として検針日に発生し、その翌日から20日以内(以下「早収料金適用期間」といいます。)にお支払いいただいたときは早収料金を適用いたします。なお、口座振替又はクレジットカードによりガス料金のお支払いをいただいている場合は、当社の都合により、ガス料金を早収料金適用期間経過後に口座から引き落とした場合、又はクレジットカード会社から当社に対する立替え払いがあった場合、早収料金適用期間内にお支払いがあったものとします。

(税込)

	0 から 8 ㎥まで	8.1 から 30 ㎥まで	30 ㎥超
基本料金(1月あたり)			
基準単位料金(1㎥あたり)			

(算出方法(円未満切捨て)

基本料金 ＋ (調整単位料金(基準単位料金±基準単位料金調整額)) × 使用量

③ お支払いが、早収料金適用期間後に行われる場合には、早収料金に○○パーセント割増しした額(以下「遅収料金」といい、消費税等相当額を含みます。)をお支払いいただきます。

6. 検針及び使用量の算定
① あらかじめ定めた日に毎月1度検針を行います。(この検針を行った日を「定例検針日」といいます。)
② 前回の検針及び今回の検針におけるガスメーターの指示値(検針の際の小数点第1位までの指示値。)により、その料金算定期間の使用量を算定し、検針票でお知らせいたします。

7. 供給施設の所有関係について
① 内管及びガス栓はお客さまの資産とし、ガスメーター及び敷地外のガス本支管などのガス設備(内管及びガス栓を除きます。)は、当社の所有物となります。
② 内管及びガス栓の所有権は、工事費の全額をお支払いいただくまでは当社が留保し、お客さまは当社の承諾なしにこれらを使用することはできません。

8. 工事費等
① お客さまの資産である供給施設の設置費及び修繕費(設置、修繕、改修、取替え等に要する費用をいい、消費税等相当額を含みます。)は、お客さまに負担していただきます。また、供給開始前にガス小売供給契約又はガス工事契約をお客さまの都合により変更又は解除される場合は、これに要した工事費を負担していただきます。
② ガスメーターを設置するとき、及びお客さまの申し込みにより供給管の位置変えを行うとき、これらに要する工事費(消費税等相当額を含む設計見積金額といたします。)は、ご負担していただきます。

9. その他ご負担いただく費用
① 次のものは、原則として、ガス料金と合せてお支払いいただきます。
請求書発行手数料:xxx 円(税込)/月、振込用紙発行手数料:xxx 円(税込)/月、解約事務手数料: xxx 円(税込)

9. その他費用については、約款に記載されているものは全て入れること。

10. ガス料金等の支払い方法
① ガス料金は、口座振替、クレジットカード払い、払込みその他の方法又は集金員への直接支払いの方法によっていただきます。なお、支払期限は、支払義務発生日の翌日から起算して 50 日目といたします。
② 遅収料金のお支払いは、早収料金に相当する額を支払期限までにお支払いいただき、この額と遅収料金との差額は、当社の請求により翌月以降にお支払いいただきます。
③ 工事費、供給施設の修繕費その他のガス料金以外の代金については、原則、払込みの方法でお支払いいただきます。
(

11. 保安等に対するお客さまへのお願い
① お客さま資産については、お客さまの責任において管理していただきます。
② ガス事業法令の定めるところにより、検査及び緊急時の措置等の保安責任を当社が負います。お客さまの承諾を得て、内管及び消費機器等について調査し、その調査結果を速やかに通知いたします。
また、調査ができなかった場合等において、当社の責に帰すべき事由以外の事由によりお客様が損害を受けられたときは、当社は賠償の責を負いません。なお、調査の際はお客さま等の立会が必要となります。
③ ②の調査について、ガス事業法令に定める技術上の基準に適合しない旨の通知を受けたとき、適合するように改修し、又は使用を中止する等所要の措置をとっていただきます。

④ 保安のため必要な場合には、係員がお客さまの供給施設又は消費機器の設置の場所に立ち入ることを承諾していただきます。保安のため必要な場合には、ガス小売供給契約を解除された後であっても、立ち入ることを承諾いただきます。なお、立ち入る際には、お客さまの求めに応じ、係員は所定の身分証明書を提示いたします。
⑤ ガスの使用に伴う危険の発生を防止するため、当社は報道機関、印刷物等を通じガス事業法令の定める必要な事項を周知いたします。お客さまは十分にご確認をお願いします。
⑥ ガス漏れを感知した場合は、直ちにメーターガス栓及びその他のガス栓を閉止して、当社に連絡していただきます。
⑦ ガスの供給又は使用が中断された場合、復旧のためにマイコンメーターの操作をしていただくことがあります。ガスの供給又は使用の状態が復旧しないときは、上記⑥の場合に準じて当社に連絡していただきます。
⑧ 保安上必要と認める場合には、お客さまの構内又は建物内に設置した供給施設、消費機器について、修理、改造、移転若しくは特別の施設の設置を求め、また、その際はお客さまに費用を負担していただくこともあります。場合によっては使用をお断りすることがあります。
⑨ お客さまが、当社の承諾なしに供給施設を変更し、又は供給施設やガスの圧力等に影響を及ぼす施設を設置することはできません。
⑩ 災害その他の不可抗力による場合、ガス工作物の修理その他工事による保安上必要がある場合等は、ガスの供給の制限若しくは中止をし、又はお客さまに使用の制限若しくは中止をしていただくことがあります。その場合、状況の許す限り、その旨をあらかじめ、適切な方法でお知らせいたします。
⑪ その他、保安の確保を図るため、ガス小売供給約款に定める事項を遵守していただきます。

12. お客さまからの申出によるガス小売供給契約の変更・解除

① 契約内容の変更の申し出があった場合、その変更は、申出の日から○日以降の定例検針日の翌日から適用といたします。
② ガス小売供給契約を解除しようとするお客さまは、あらかじめ解除しようとする日(以下「解除日」といいます。)と併せて、その旨をお申し出いただきます。

13. 当社からの申出によるガス小売供給契約の解除

① お客さまが、次のいずれかに該当する場合には、ガス小売供給契約を当社から解除することがあります。また、契約解除をする場合は、解除日の遅くとも 15 日前及び 5 日前に文書等で 2 回通知いたします。
イ. ガス料金の支払期限を経過してもなお、お支払いいただけない場合
ロ. ガス小売供給契約以外の契約(既に消滅しているものを含みます。)の料金及び料金以外の債務についてお支払いいただけない場合
ハ. お客さまの責に帰すべき理由により保安上の危険がある場合、不正にガスを使用された場合において、当社がその旨を警告しても改めていただけないとき
ニ. その他ガス小売供給約款に違反し、その旨を警告しても改めていただけない場合
② 契約解除前にガスの供給を停止する場合も、上記と同様に 2 回通知いたします。

14. 長期契約に係る割引き

○年単位でのガス小売供給契約を締結いただく場合、月々の基準単位料金から○銭/㎥(税込)の金額を割り引きいたします。○×割のご契約期間が○年以上となった場合は、上記単価を○銭/㎥(税込)に変更し、割り引きいたします。

15. 変更・解約に伴う費用

① 割引契約(○○プラン)の違約金
割引適用開始日の次の定例検針日から○○か月以内に「○○プラン」契約の解除の申出、又はガス小売供給契約の解除の申出があった場合には、xxx 円(税込)の違約金を、原則として、ガス料金と合せてお支払いいただきます。
② 消費機器等の買取金額
契約期間内に、ガス小売供給契約の解除の申出があったときは、当社が負担して設置した消費機器等を買い取っていただきます。その買取金額は以下の算式により、原則として、ガス料金と合せてお支払いいただきます。
(算定式)買取金額＝ 設置及び設備費用－(設置及び設備費用÷(契約年数×12 か月)×経過月数)

16. 各種の手続き・お問合せ

お客さまのガスの需要場所を特定する番号として、お客さま契約番号(仮)(供給地点特定番号)を検針票等で案内いたします。ガス小売供給契約の内容の変更・解除の手続き、お問合せは、下記までご連絡ください。

＜今後の供給について＞

① 契約の締結後に供給条件を変更する場合やこの書面に記載のない事項の取扱いは、営業所等又は、ホームページでガス小売供給約款に定める最新の供給条件により確認することができます。
② ガス小売供給約款を変更する場合において、変更前の説明及び書面交付並びに変更後の書面交付は、ガス小売供給約款に定めた方法により行います。なお、お客さまが、変更を承諾いただけない場合は契約を解除することができます。

ガス小売事業者	○○ガス㈱(登録番号) 代表取締役社長 ○○ ○○ 住所: 電話番号: 0000-0000-0000 (携帯電話、PHS も御利用いただけます) 受付時間: (平日)00:00～00:00 (土日休祝日)00:00～00:00 メールアドレス: **Web サービスによるお手続き・お問合せ** **(引越しの手続きや契約変更などのお申込み等)** ホームページ: **◆ガス漏れ等の緊急時は直ちに下記までご連絡ください。** 電話番号: 0000-0000-0000 (携帯電話、PHS も御利用いただけます)
代理店(媒介)・取次店	○×㈱ 代表取締役社長 ○○ ○○ 住所: 電話番号: 0000-0000-0000 (携帯電話、PHS も御利用いただけます) 受付時間: (平日)00:00～00:00 (土日休祝日)00:00～00:00 メールアドレス: **Web サービスによるお手続き・お問合せ(引越しの手続きや契約変更などのお申込み等)** ホームページ: **◆セット商品・お手続き等に関しては、代理店(媒介)・取次店に問い合わせください。**

14. 契約期間の定めがある場合には、当該機関と更新に関する事項が説明義務の対象となるため、本書またはそれと同時に送付する書面(契約書等)の通知が必要

○○ガスからのお知らせ （ご契約を継続していただいたお客様へ）

平素より○○ガスをご愛顧いただきありがとうございます。

令和○年○○月○○日に経過措置料金規制が解除されたことを受け、簡易ガス供給約款によりガスの供給をさせていただいているお客さまにつきまして、供給約款の規定を一部変更させていただきました。

なお、今回の約款変更では料金は変更いたしません。

変更のポイント

「指定旧供給地点小売供給約款」を、「ガス小売供給約款」に改編いたします。主な変更点は以下の記載の通りです。

変更実施日：○○○○年○○月○○日　＊料金表は変更いたしません。

主な変更内容

下記のように約款を変更いたしますが、変更後の契約条件等に異議がある場合は、解約金が発生することなく、解約することができます（期間の定めのある契約においては契約期間中であっても同様といたします。）。ただし、集合住宅等では、お住まいの方々の総意により解約できない場合がありますので、家主・管理組合等にご確認ください。

なお、ガス事業法令の改正に伴い、又は用語の整理により、約款を一部変更していますが、実質的な内容の変更はございません。

項　目	変　更　内　容
①約款と契約	供給条件等を記載した供給約款の名称を「簡易ガス供給約款」から「ガス小売供給約款」に変更致します。また、「ガス使用契約」から「ガス小売供給契約」に変更いたします。
②供給条件変更の取扱い	ご契約中であっても、供給条件等を変更することがあります。その場合は、変更する内容を原則として変更実施日の○○日前までに営業所に掲示するなどして周知を行います。 供給条件等の変更（契約期間の延伸を含みます。）の際は、その変更内容や新たな契約期間をお客さまにお知らせいたします。その際、変更しようとする事項の説明を、訪問、書面の送付、インターネット上での開示又は電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法により行い、当該変更をしようとする事項を説明し、書面に記載することについてあらかじめ承諾して頂きます。 ただし、供給条件等の変更が、法律の制定又は改廃に伴う変更、又は実質的な変更を伴わないものについては、特に求めがない限り、説明及び書面に記載しないことがあることをあらかじめ承諾して頂きます。
③契約の解除	料金を支払期限内にお支払い頂けない場合などには、当社から契約を解除させていただくことがありますが、その際は、解除日の遅くとも 15 日前と 5 日前に文書等で 2 回通知いたします。 　また、契約解除前にガスの供給を停止する場合も、上記と同様に 2 回通知するとともに、その事由として「お客さまの責に帰すべき理由により保安上の危険がある場合、不正にガスを使用された場合において、当社がその旨を警告しても改めていただけないとき」を新たに対象とさせて頂きます。
⑤契約の変更	お客さまが、ガス小売供給契約の変更を申し出られた場合、その変更は、「申出の日から○日以降の検針日の翌日から」とさせて頂きます。
⑥保安上に係る費用負担	保安上必要と認める場合は、お客さまの構内又は建物内に設置した供給施設、ガス機器について、修理、改造、移転又は特別の施設の設置を求め、その費用をお客さまに負担して頂く場合があります。
⑦使用場所への立入り	保安・ガス機器調査のため必要な場合は、ガス小売供給契約を解除された後であっても、使用場所に立ち入りさせて頂きます。

※変更後の供給条件（ガス小売供給約款）は営業所等に掲示しておりますので、ご覧ください。

（特に書面をご希望のお客さまは、送付致しますので当社へご連絡ください。）

ガス小売の全面自由化と経過措置料金規制について

● **ガス小売全面自由化及び供給地点特定番号のご説明**

ガス事業法の改正に伴い、平成 29 年 4 月から、都市ガスおよび簡易ガスの全面自由化が実施され、供給区域又は供給地点の独占制ならびに料金規制が廃止されました。

これまで当社は、一部の大口契約を除き、経済産業大臣の認可を得て（若しくは届け出て）ガス料金を設定していましたが、○○○○年○○月より、このような行政手続きが不要になります。

お客さまがガスの使用場所を特定する番号として、「お客さま契約番号（仮）（供給地点特定番号）」が設定します。「お客さま契約番号（仮）」は、「ガスの使用量のお知らせ（検針票）」などでお知らせ致します。

今後とも、○○ガスをご愛顧賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

供給条件等の概要について（ご参考）

■ 1-1 料金単価表

	0～8㎥まで	8.1～30㎥まで	30㎥超から
基本料金			
基準単位料金			

実際に適用する単価は、基準単位料金に平均原料価格の動向を加味して毎月決定します。

■ 1-2 料金は検針票でご確認ください。

- 検針票に記載しているガス料金は、基本料金とガスの使用量に応じて計算する調整単位料金により計算致します。また、調整単位料金は原料費の変動に応じて調整した額を加減した額になります。
- 料金はすべて税込です。支払義務発生日（検針日等）から 20 日経過後にお支払いいただく場合には、遅収料金（○%割増）となります。
- ガス料金は、口座振替、払込みその他の方法により、支払義務発生日の翌日から起算して 50 日目（支払期限）までにお支払いただきます。支払期限を経過してもガス料金のお支払いがない場合、ガスの供給を停止させていただくことがあります。
- 供給条件の詳細は、営業所等の店頭へ掲示しておりますので、ご覧ください（ご希望の場合は送付致しますのでご連絡ください）。

■ 供給施設等の設置工事について

お客さま資産の供給施設の設置及び修繕費（修繕、改修、取替え等に要する費用）は、お客さまに負担して頂きます。また、供給開始前にガス小売供給契約又はガス工事契約をお客さまの都合により変更又は解約される場合は、これに要する工事費をお客さまに負担して頂き、変更又は解約によって生じた損害を賠償して頂きます。

■ 保安上の取扱いについて

お客さま資産については、お客さまの責任において管理して頂きますが、ガス事業法令の定めるところにより、検査及び緊急時の措置等の保安責任を当社が負います。また、お客さまの承諾を得て、内管及びガス機器等について調査し、その調査結果を速やかに通知しますが、調査できなかった場合等において、当社の責に帰すべき事由以外の事由によりお客様が損害を受けられたときは、当社は賠償の責を負いません。

なお、調査の際はお客さまの立会が必要となります。

○○ガス株式会社
住所　○○市○○○

【窓口】
○○ガスお客さまセンター　　TEL：000-000-0000
受付時間　○○

15 条として交付時は、削除してください

○○○○○○○プラン
供給条件における重要事項

下記の供給条件を必ずお読みいただいたうえで、お申込みください。

この重要事項説明書は、○○約款その他個別の契約条件(以下「約款等」といいます。)に基づきお客さまと当社との間で締結するガスの供給及び使用に関する契約(以下「ガス小売供給契約」といいます。)に関する説明を行うものです。
ご契約前に、ガス小売供給契約に関する約款等の記載内容と合わせてご確認ください。

1. 個人情報の取扱いについて
契約手続きに際しお伺いしたお客さまの個人情報は、当社のプライバシーポリシーに従い取扱うとともに、ガスの供給に関する必要な手続き範囲で利用させていただきます。

2. 申込みと契約の成立
① 当社によるガスの供給を希望される方は、所定の申込書によるほか、電話、インターネット等によりお申し込みいただけます。
② ガス小売供給契約及びガス工事に関する契約(以下「ガス工事契約」といいます。)は、当社が申込みを承諾したときに成立いたします。契約を変更する場合も、同様といたします。

3. ガスの供給開始予定日
① 新たに入居される場合は、ガス小売供給契約成立後、ご希望日からガスの供給をいたします。
② ガス小売供給契約を他の事業者から当社に切り替えて申込みいただく場合は、切替手続きと切替作業が完了した日から供給を開始いたします。

4. 供給するガスの圧力及び成分
① 当社が供給するガスはLPガス、その規格は「い号」、標準熱量は100.46 メガジュール、最低熱量は 99.0 メガジュール
② 最高圧力は 3.2 キロパスカル、最低圧力は 2.2 キロパスカル
③ 供給するガスの成分は、プロパン及びプロピレンの合計量○○%以上、エタン及びエチレンの合計量 5%以下、ブタジエン 0.5%以下

5. ガス料金について
① ガス料金は、基本料金とガスの使用量に応じて計算する調整単位料金によります(以下「早収料金」といい、消費税等相当額を含みます。)。調整単位料金は基準単位料金に原料費の変動に応じて調整した額を加減した額になります。
② 支払義務が発生する日(以下「支払義務発生日」といいます。)は、原則として検針日に発生し、その翌日から20日以内(以下「早収料金適用期間」といいます。)にお支払いいただいたときは早収料金を適用いたします。なお、口座振替又はクレジットカードによりガス料金のお支払いをいただいている場合は、当社の都合により、ガス料金を早収料金適用期間経過後に口座から引き落とした場合、又はクレジットカード会社から当社に対する立替え払いがあった場合、早収料金適用期間内にお支払いがあったものとします。

(税込)

	0 から 8 ㎥まで	8.1 から 30 ㎥まで	30 ㎥超
基本料金(1月あたり)			
基準単位料金(1㎥あたり)			

(算出方法(円未満切捨て)

基本料金 ＋ (調整単位料金(基準単位料金±基準単位料金調整額)) × 使用量

③ お支払いが、早収料金適用期間後に行われる場合には、早収料金に○○パーセント割増しした額(以下「遅収料金」といい、消費税等相当額を含みます。)をお支払いいただきます。

6. 検針及び使用量の算定
① あらかじめ定めた日に毎月1度検針を行います。(この検針を行った日を「定例検針日」といいます。)
② 前回の検針及び今回の検針におけるガスメーターの指示値(検針の際の小数点第1位までの指示値。)により、その料金算定期間の使用量を算定し、検針票でお知らせいたします。

7. 供給施設の所有関係について
① 内管及びガス栓はお客さまの資産とし、ガスメーター及び敷地外のガス本支管などのガス設備(内管及びガス栓を除きます。)は、当社の所有物となります。
② 内管及びガス栓の所有権は、工事費の全額をお支払いいただくまでは当社が留保し、お客さまは当社の承諾なしにこれらを使用することはできません。

8. 工事費等
① お客さまの資産である供給施設の設置費及び修繕費(設置、修繕、改修、取替え等に要する費用をいい、消費税等相当額を含みます。)は、お客さまに負担していただきます。また、供給開始前にガス小売供給契約又はガス工事契約をお客さまの都合により変更又は解除される場合は、これに要した工事費を負担していただきます。
② ガスメーターを設置するとき、及びお客さまの申し込みにより供給管の位置変えを行うとき、これらに要する工事費(消費税等相当額を含む設計見積金額といたします。)は、ご負担していただきます。

9. その他ご負担いただく費用
① 次のものは、原則として、ガス料金と合せてお支払いいただきます。
請求書発行手数料:xxx 円(税込)/月、振込用紙発行手数料:xxx 円(税込)/月、解約事務手数料: xxx 円(税込)

9. その他費用については、約款に記載されているものは全て入れること。

10. ガス料金等の支払い方法
① ガス料金は、口座振替、クレジットカード払い、払込みその他の方法又は集金員への直接支払いの方法によっていただきます。なお、支払期限は、支払義務発生日の翌日から起算して 50 日目といたします。
② 遅収料金のお支払いは、早収料金に相当する額を支払期限までにお支払いいただき、この額と遅収料金との差額は、当社の請求により翌月以降にお支払いいただきます。
③ 工事費、供給施設の修繕費その他のガス料金以外の代金については、原則、払込みの方法でお支払いいただきます。
(

11. 保安等に対するお客さまへのお願い
① お客さま資産については、お客さまの責任において管理していただきます。
② ガス事業法令の定めるところにより、検査及び緊急時の措置等の保安責任を当社が負います。お客さまの承諾を得て、内管及び消費機器等について調査し、その調査結果を速やかに通知いたします。
また、調査ができなかった場合等において、当社の責に帰すべき事由以外の事由によりお客様が損害を受けられたときは、当社は賠償の責を負いません。なお、調査の際はお客さま等の立会が必要となります。
③ ②の調査について、ガス事業法令に定める技術上の基準に適合しない旨の通知を受けたとき、適合するように改修し、又は使用を中止する等所要の措置をとっていただきます。

④ 保安のため必要な場合には、係員がお客さまの供給施設又は消費機器の設置の場所に立ち入ることを承諾していただきます。保安のため必要な場合には、ガス小売供給契約を解除された後であっても、立ち入ることを承諾いただきます。なお、立ち入る際には、お客さまの求めに応じ、係員は所定の身分証明書を提示いたします。
⑤ ガスの使用に伴う危険の発生を防止するため、当社は報道機関、印刷物等を通じガス事業法令の定める必要な事項を周知いたします。お客さまは十分にご確認をお願いします。
⑥ ガス漏れを感知した場合は、直ちにメーターガス栓及びその他のガス栓を閉止して、当社に連絡していただきます。
⑦ ガスの供給又は使用が中断された場合、復旧のためにマイコンメーターの操作をしていただくことがあります。ガスの供給又は使用の状態が復旧しないときは、上記⑥の場合に準じて当社に連絡していただきます。
⑧ 保安上必要と認める場合には、お客さまの構内又は建物内に設置した供給施設、消費機器について、修理、改造、移転若しくは特別の施設の設置を求め、また、その際はお客さまに費用を負担していただくこともあります。場合によっては使用をお断りすることがあります。
⑨ お客さまが、当社の承諾なしに供給施設を変更し、又は供給施設やガスの圧力等に影響を及ぼす施設を設置することはできません。
⑩ 災害その他の不可抗力による場合、ガス工作物の修理その他工事による保安上必要がある場合等は、ガスの供給の制限若しくは中止をし、又はお客さまに使用の制限若しくは中止をしていただくことがあります。その場合、状況の許す限り、その旨をあらかじめ、適切な方法でお知らせいたします。
⑪ その他、保安の確保を図るため、ガス小売供給約款に定める事項を遵守していただきます。

12. お客さまからの申出によるガス小売供給契約の変更・解除

① 契約内容の変更の申し出があった場合、その変更は、申出の日から○日以降の定例検針日の翌日から適用といたします。
② ガス小売供給契約を解除しようとするお客さまは、あらかじめ解除しようとする日(以下「解除日」といいます。)と併せて、その旨をお申し出いただきます。

13. 当社からの申出によるガス小売供給契約の解除

① お客さまが、次のいずれかに該当する場合には、ガス小売供給契約を当社から解除することがあります。また、契約解除をする場合は、解除日の遅くとも 15 日前及び 5 日前に文書等で 2 回通知いたします。
イ. ガス料金の支払期限を経過してもなお、お支払いいただけない場合
ロ. ガス小売供給契約以外の契約(既に消滅しているものを含みます。)の料金及び料金以外の債務についてお支払いいただけない場合
ハ. お客さまの責に帰すべき理由により保安上の危険がある場合、不正にガスを使用された場合において、当社がその旨を警告しても改めていただけないとき
ニ. その他ガス小売供給約款に違反し、その旨を警告しても改めていただけない場合
② 契約解除前にガスの供給を停止する場合も、上記と同様に 2 回通知いたします。

14. 長期契約に係る割引き

○年単位でのガス小売供給契約を締結いただく場合、月々の基準単位料金から○銭/㎥(税込)の金額を割り引きいたします。○×割のご契約期間が○年以上となった場合は、上記単価を○銭/㎥(税込)に変更し、割り引きいたします。

15. 変更・解約に伴う費用

① 割引契約(○○プラン)の違約金
割引適用開始日の次の定例検針日から○○か月以内に「○○プラン」契約の解除の申出、又はガス小売供給契約の解除の申出があった場合には、xxx 円(税込)の違約金を、原則として、ガス料金と合せてお支払いいただきます。
② 消費機器等の買取金額
契約期間内に、ガス小売供給契約の解除の申出があったときは、当社が負担して設置した消費機器等を買い取っていただきます。その買取金額は以下の算式により、原則として、ガス料金と合せてお支払いいただきます。
(算定式)買取金額＝ 設置及び設備費用－(設置及び設備費用÷(契約年数×12 か月)×経過月数)

16. 各種の手続き・お問合せ

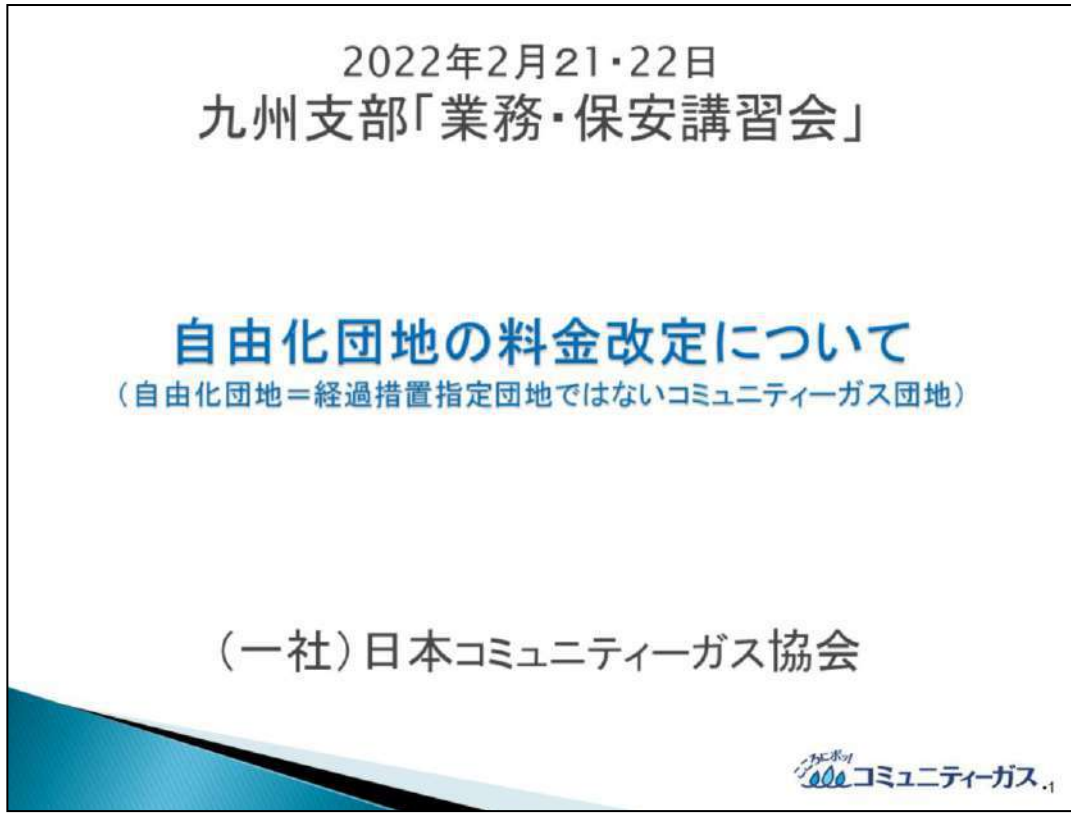
お客さまのガスの需要場所を特定する番号として、お客さま契約番号(仮)(供給地点特定番号)を検針票等で案内いたします。ガス小売供給契約の内容の変更・解除の手続き、お問合せは、下記までご連絡ください。

＜今後の供給について＞

① 契約の締結後に供給条件を変更する場合やこの書面に記載のない事項の取扱いは、営業所等又は、ホームページでガス小売供給約款に定める最新の供給条件により確認することができます。
② ガス小売供給約款を変更する場合において、変更前の説明及び書面交付並びに変更後の書面交付は、ガス小売供給約款に定めた方法により行います。なお、お客さまが、変更を承諾いただけない場合は契約を解除することができます。

ガス小売事業者	○○ガス㈱(登録番号) 代表取締役社長 ○○ ○○ 住所: 電話番号: 0000-0000-0000 (携帯電話、PHS も御利用いただけます) 受付時間: (平日)00:00～00:00 (土日休祝日)00:00～00:00 メールアドレス: **Web サービスによるお手続き・お問合せ** **(引越しの手続きや契約変更などのお申込み等)** ホームページ: **◆ガス漏れ等の緊急時は直ちに下記までご連絡ください。** 電話番号: 0000-0000-0000 (携帯電話、PHS も御利用いただけます)
代理店(媒介)・取次店	○×㈱ 代表取締役社長 ○○ ○○ 住所: 電話番号: 0000-0000-0000 (携帯電話、PHS も御利用いただけます) 受付時間: (平日)00:00～00:00 (土日休祝日)00:00～00:00 メールアドレス: **Web サービスによるお手続き・お問合せ(引越しの手続きや契約変更などのお申込み等)** ホームページ: **◆セット商品・お手続き等に関しては、代理店(媒介)・取次店に問い合わせください。**

14. 契約期間の定めがある場合には、当該機関と更新に関する事項が説明義務の対象となるため、本書またはそれと同時に送付する書面(契約書等)の通知が必要



こんにちは。
日本コミュニティーガス協会　業務部の　　です。
平素は当協会の活動にご協力いただき誠にありがとうございます。
また本日はお忙しい時間を割いていただき、ありがとうございます。
多少なりとも皆様の業務の参考になれば幸いです。

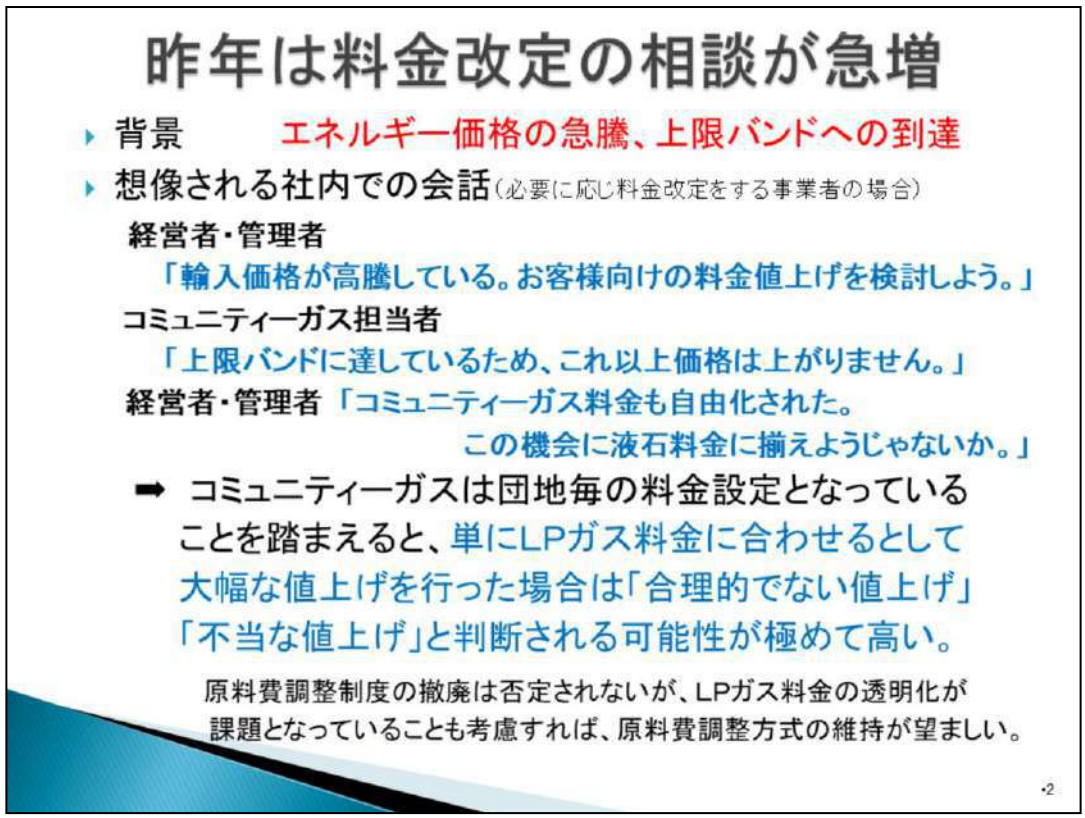
さて、本日のテーマは料金改定です。
対象は2017年4月改正前の旧ガス事業法に基づいて供給が開始され、
その後、改正ガス事業法施行後に自由化された団地です。
経過措置料金指定団地及び
新設され、改正後のガス事業法に基づいて
新たに登録された団地は対象外です。

業界団体として料金について語るのはほぼタブーですが、
自由化団地のコミュニティーガス料金は公共料金と自由料金の中間と考えられ、
まだ国による監視もございますので、国に認められる料金改定の
進め方についてお話ししたいと思います。

経過措置料金指定団地の料金改定につきましては
法律に定められており、皆様も理解されているところと思います。

一方、自由化団地…自由化団地には「特別な事後監視」に基づき報告が求められている団地と
「一般的な市場監視」にゆだねられている団地がありますが、
料金改定の注意点はその双方に共通していますので、この注意すべき点について、
時間の許す限りお話していきたいと思います。

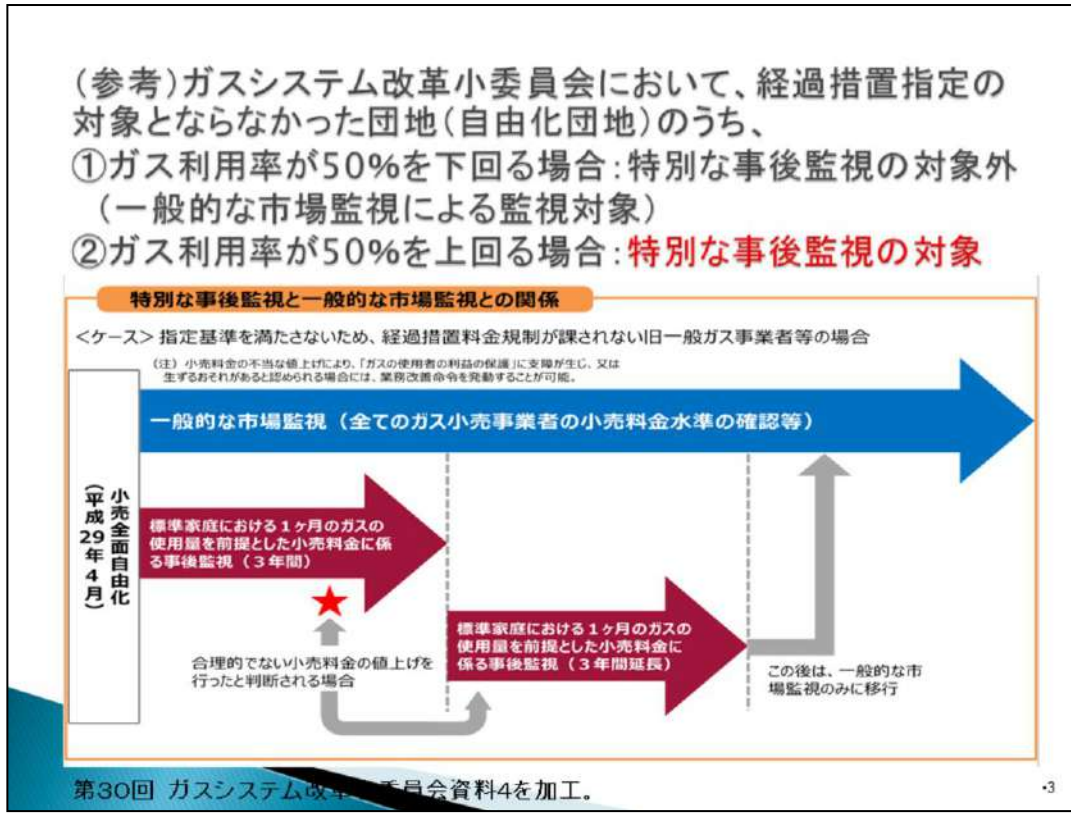
聞き取れなかった所や疑問・ご質問等ございましたら、後ほど質問されるか、
別途支部までお問い合わせください。



2022年の3月にはロシアのウクライナ侵攻とこれに対する経済制裁の影響を受け、
プロパンCPは895ドル／tを記録していますが、
昨年10月のプロパンCPは9月の665ドル／tから800ドル／tに高騰しました。
この頃から料金改定のご相談が増えてきました。本部に来た相談が増えているということは、支部にはさらに多くの相談があったものと思います。

その時の現場での会話は、このようなものであったのではないでしょうか？
自由化団地ですから、料金改定はそれぞれの事業者の判断で実施することです。

ただし、料金改定に至るステップ及び改定の理由、改定の幅については、慎重に検討し、法律に従って料金表の改定を行い、根拠を丁寧に記録しておかないと、事後に指摘され、場合によっては改定幅の圧縮など、国による指導が行われる可能性がありますのでご注意ください。

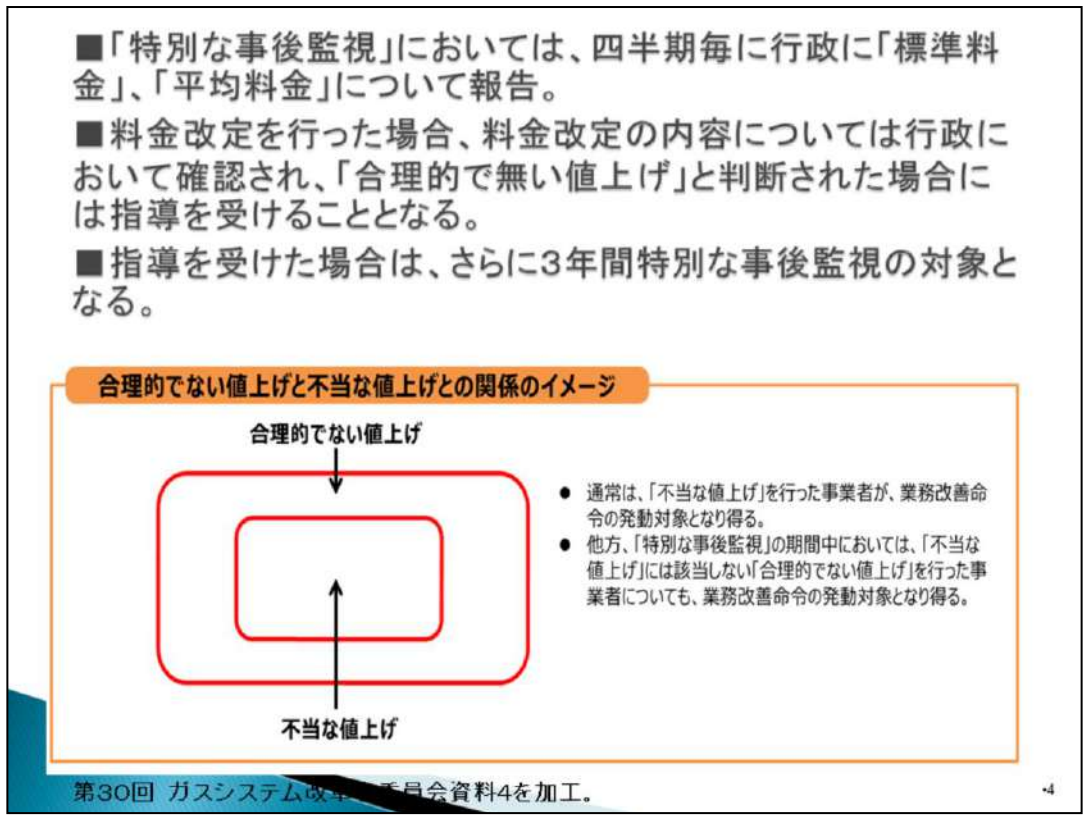


これはガスシステム改革小委員会の資料ですが、3年間の「特別な事後監視」の対象である団地が、「合理的でない値上げ」を行ったと判断された場合には、「特別な事後監視」の期間がさらに3年延長され、6年となります。指導を受けた値上げを行った時点から3年ではなく、3年＋3年で6年となりますのでご注意ください。

「特別な事後監視」の対象となっている団地は、3か月に1度、料金に関する報告を求められます。

この報告に基づき「値上げを行った」のではないかと判断された団地には、電力・ガス取引等監視委員会において「値上げの合理性」につき、確認が行われます。

その際には、大量かつ詳細な資料の提出を求められ、経理のプロによる厳格な審査が行われると聞いています。



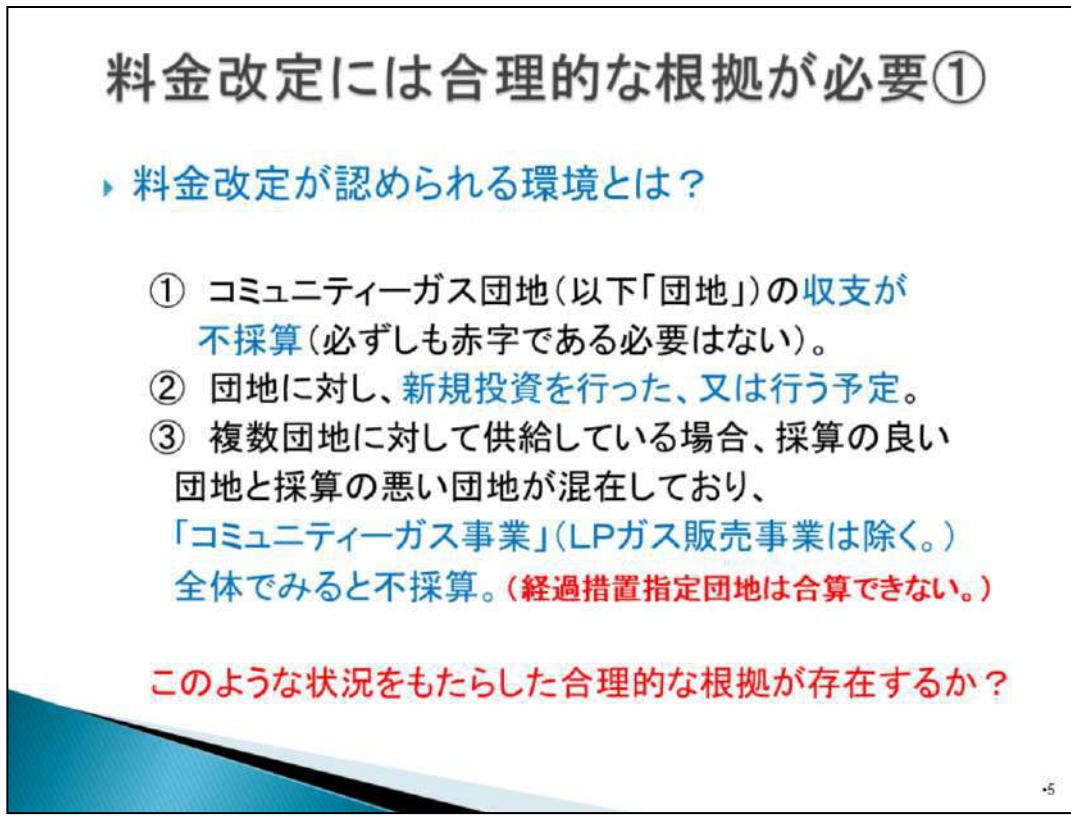
これもガスシステム改革小委員会の資料です。

書いてあるとおり、通常は「不当な値上げ」を行った事業者が業務改善命令の発動対象となり得ます。

「特別な事後監視」の対象となっている間は、「合理的でない値上げ」を行った事業者も業務改善命令の発動対象となります。

また、「不当な値上げ」と「合理的でない値上げ」や、
「合理的でない値上げ」と「合理的でない値上げではない値上げ」の
境界は明確でなく、「特別な事後監視」の対象でない自由化団地においても、
通報等を起点とする調査において「合理的でない値上げ」には当たらないことを説明できるだけの根拠を用意しておくことが安全です。

したがって、値上げは合理的でなければダメと考えてください。



値上げをする場合には、合理的である必要があります。

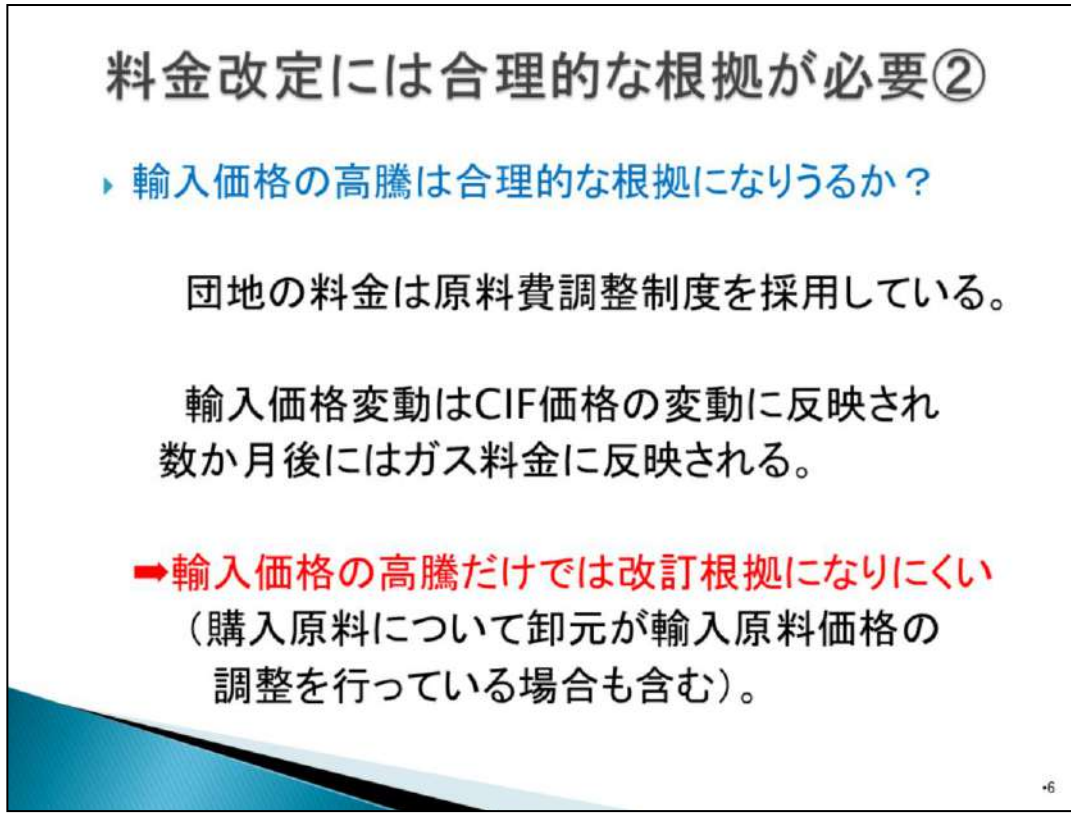
合理的であるためには、

① 値上げをしなければならない合理的な理由がある。

② 値上げ幅が合理的である。

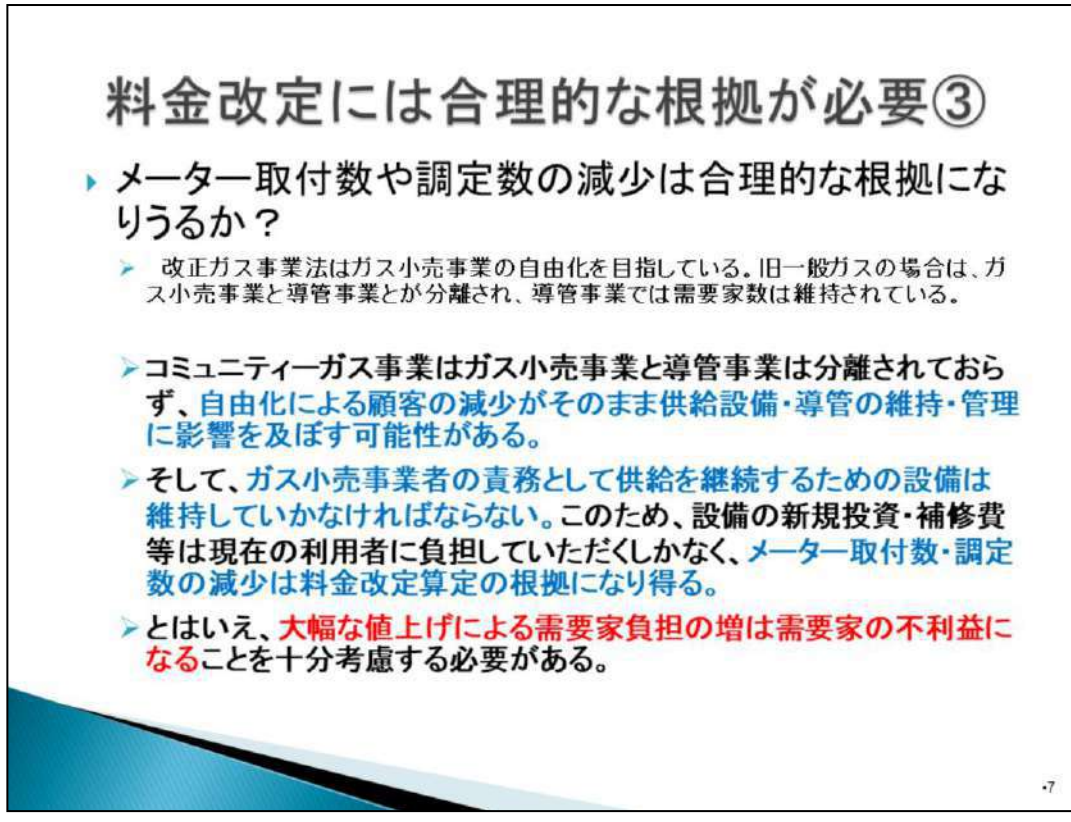
の2点が必要となります。

まず、値上げが必要な理由ですが、書いてあるとおり、
① 一つのコミュニティーガス団地として採算が悪化している。
② 新規投資を行ったまたは行う明確な予定がある。
③ 同一地区の複数の団地トータルで採算が悪化している。
等が考えられます。
ここでいう「採算が悪化している」とは、必ずしも赤字である必要はなく、安定供給を継続するための設備維持活動に支障がある程度であれば合理的な理由と考えられます。



会員の皆さんからのお問い合わせで良くあるのが、2ページの会話のとおり「CPが高騰したため仕入価格が上がり困っている。値上げしたい。」という発言ですが、コミュニティーガスの料金はCIF連動となっているため、原料価格の変動は、概ね3か月後から反映されてくるはずです。

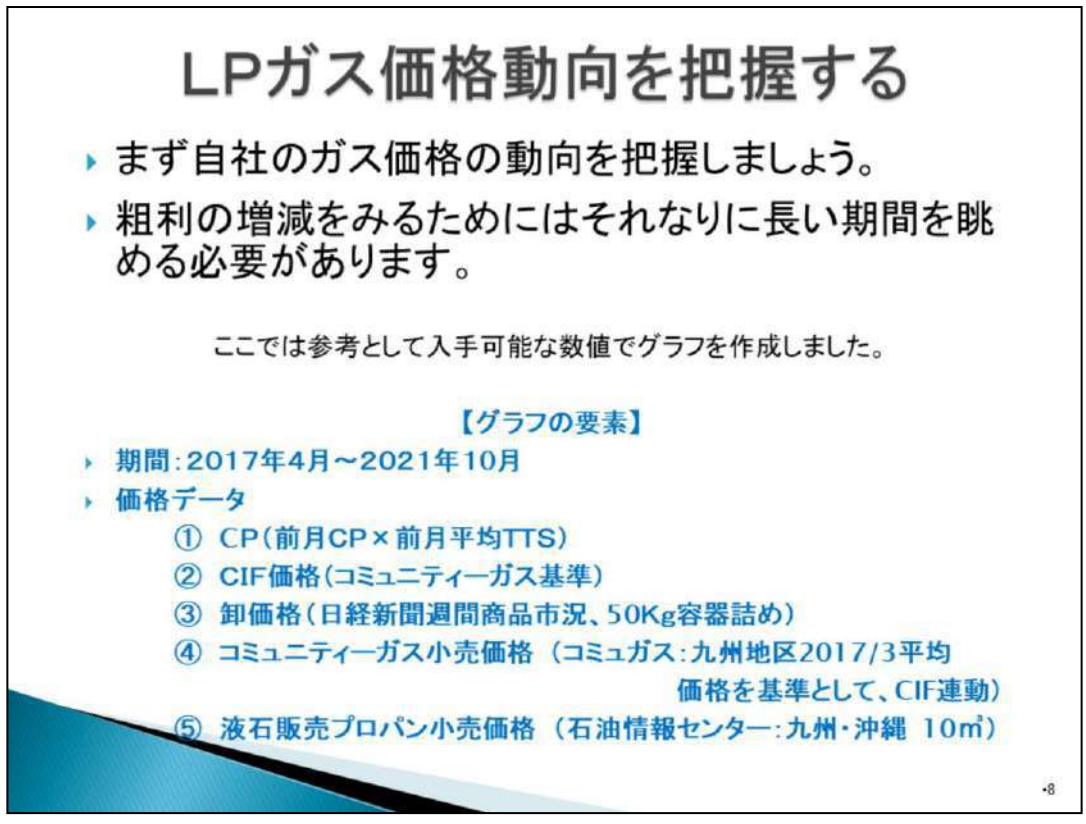
従って、「原料価格の高騰だけでは値上げの合理的な理由とはならない」と考えられます。



一方、メーター取付数の減少や調定数の減少は、
値上げの合理的な理由となりうるか？という問題ですが、記載のとおり、
自由化団地においては、値上げの根拠になりうると考えます。

この場合、必要なコストを全て賄おうとすると、大幅な値上げになりがちです。
大幅な値上げはお客様の不利益となり、
かえってお客様にエネルギーの選択を促すことに繋がります。
結果、他事業者の液石供給やオール電化に移動してしまうかも知れません。

十分ご承知のこととは思いますが、どれほど合理的な根拠があっても、
お客様に受け入れられる値上げ幅には限界がありますので、
値上げ幅は合理的な範囲で慎重に決定することをお薦めします。



ここで、ガス小売自由化以降の価格の推移を見てみます。

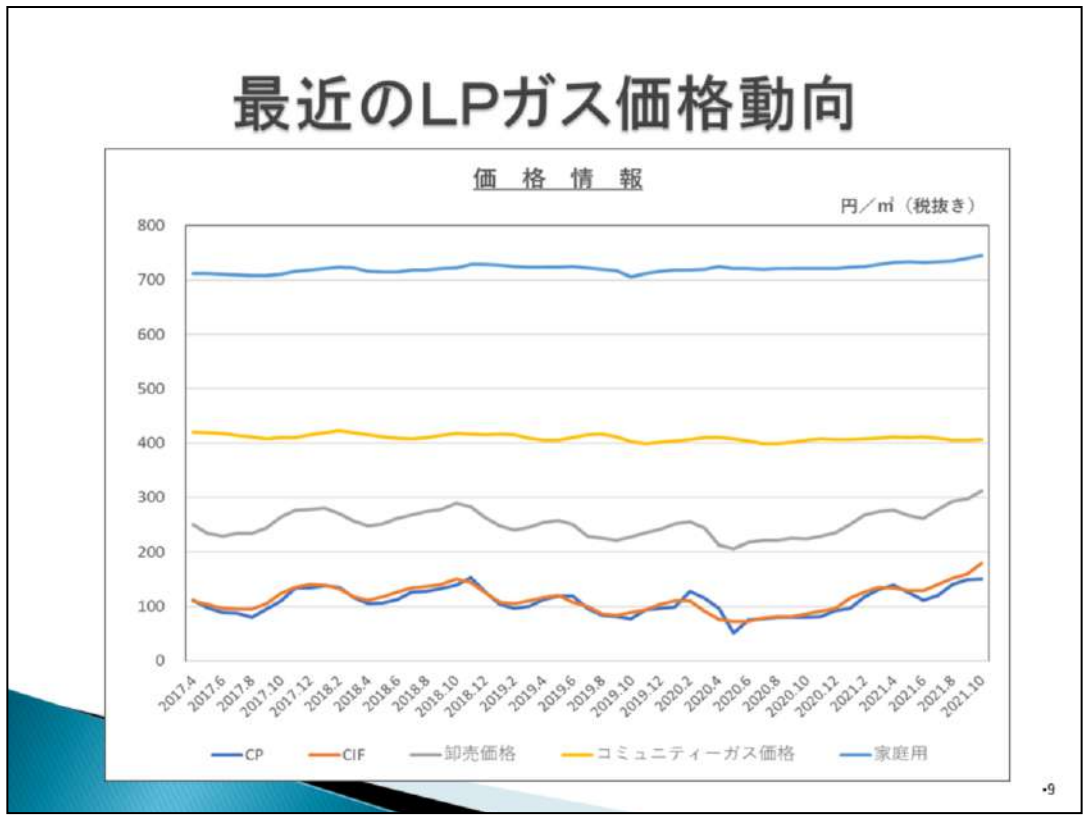
① 積み地価格
② 日本到着価格
③ 卸価格
④ 小売　a) コミュニティーガス価格
　　b) 液石プロパン小売価格

資料はネットで容易に集められるものを使用しました。

また、コミュニティーガスの販売価格は、2017年3月の九州平均価格がございましたので、2017年3月にこの価格でスタートとした団地が、私営単月ルールで原料費調整を行ったと仮定し算出しました。

大まかな傾向を見るものと理解してください。

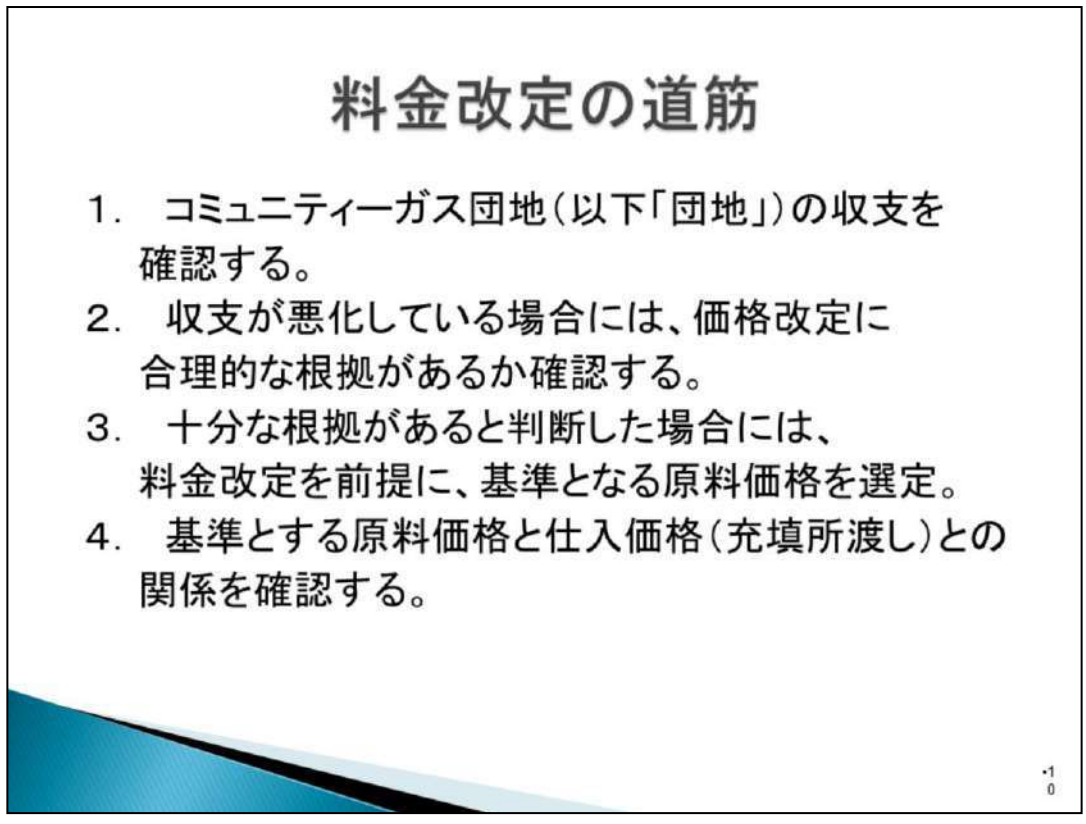
卸価格、コミュニティーガス・液石プロパンの小売価格については、
夫々の会社で、実績を基に作成されていることと思います。



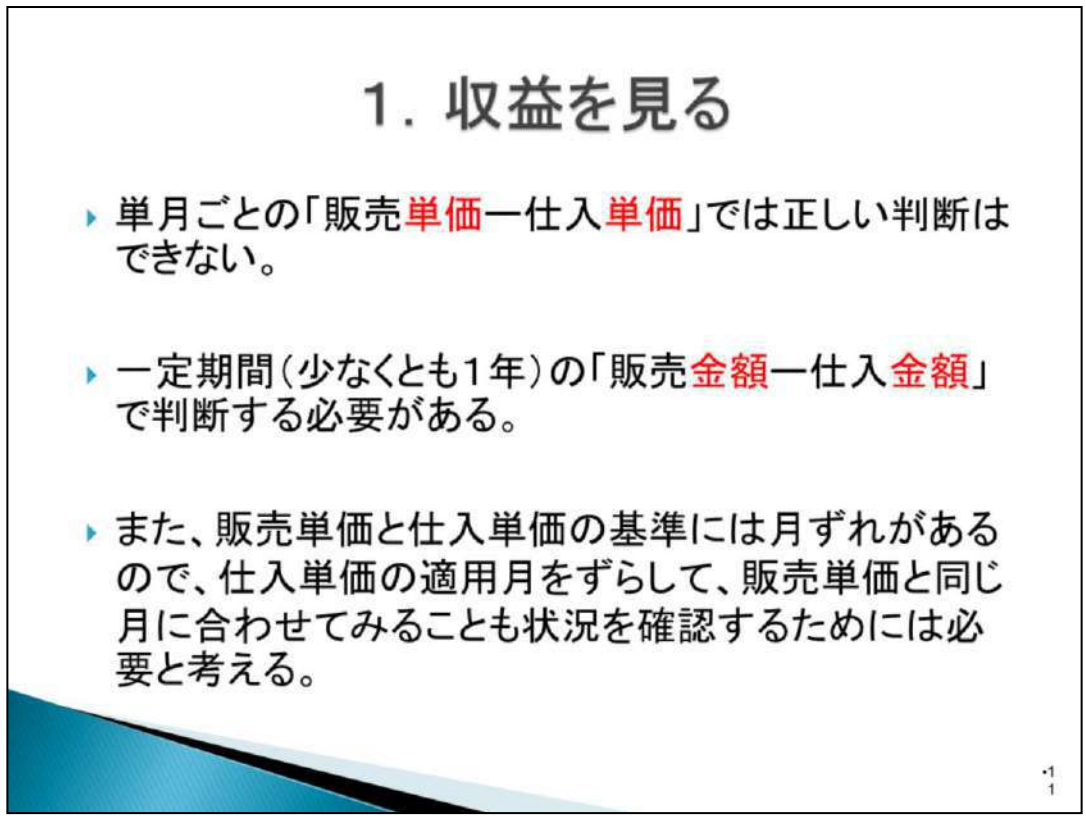
このグラフを見ると、CP価格（前月CP×前月平均TTS）、輸入CIF、は
ほぼ重なっており、
卸価格はその150円／㎥ほど上で、ほぼ同じ動きをしていることが分かります。

コミュニティーガス価格はほとんど動きが見られません。
3カ月平均を採用していることと、160%の上限バンドの効果と思われます。
また、仕入れ価格が上がり基調の最近では
粗利幅が狭くなっていることも伺えます。

また、液石プロパンの価格は、動きは小幅ですが
何気なく右肩上がりとなっています。
世情言われているとおり下方硬直的な価格に見えます。



ここでは細部には触れませんが、料金改定の進め方は記載のとおりと考えます。



ほとんどの事業者で、仕入価格は、輸入価格を反映して、毎月変動していると思います。

一方、コミュニティーガス価格は3ヶ月平均を採用していますので、変動幅はゆるやかになります。

従って、単月ごとの単価比較は収益の指標とはなりません。毎年度の収益金額の推移をみる必要があります。



自社の団地の情報はお持ちでしょうから、このような表を作成し、収益を確認することをお薦めします。

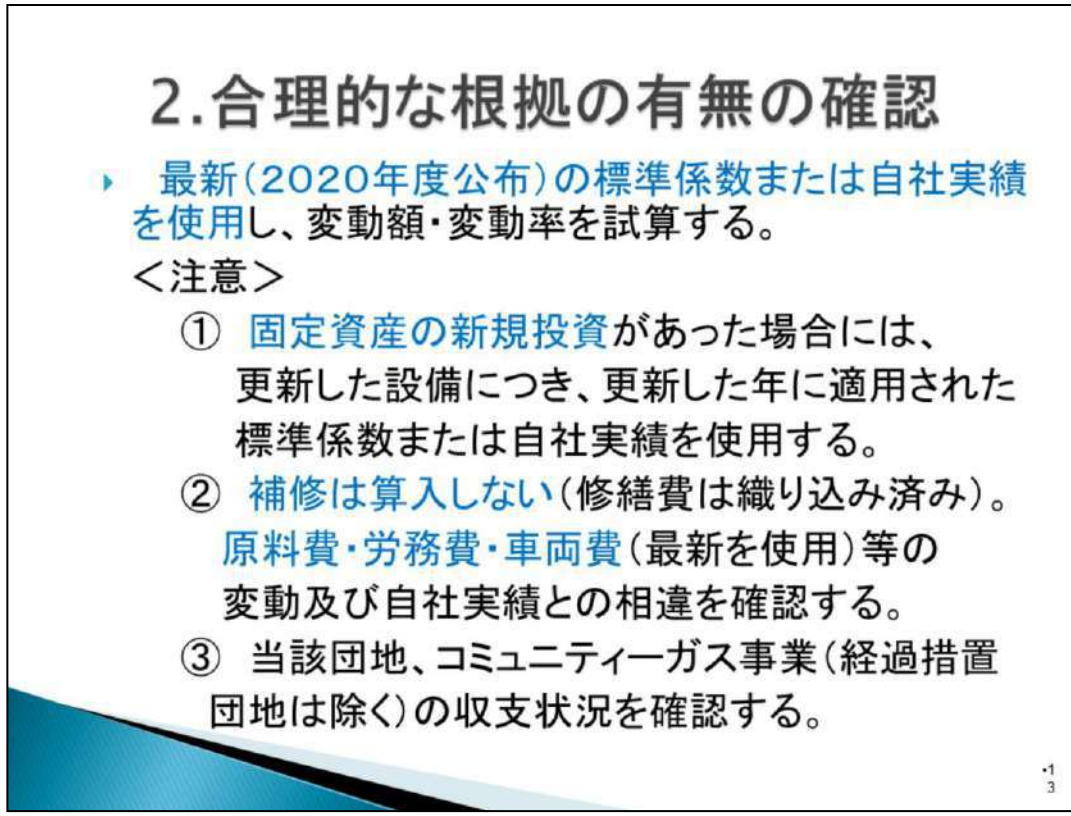
簡易ガス団地、現在の経過措置料金指定団地の料金の算定方法については、

「ガス事業法令集」改訂九版の961ページから「旧簡易ガスみなしガス小売事業者指定旧供給地点小売供給約款料金算定規則」が掲載されていますので、料金改定の参考にされると良いと思います。

また設備費の償却はおおむね終了しているのではないでしょうか？

人件費や配送費をどのように配布するかは各社のルールによります。

例えば他工事事故防止のための立て看板設置とかガス配管の敷設場所を示すラベルの設置なども必要なコストと考えます。



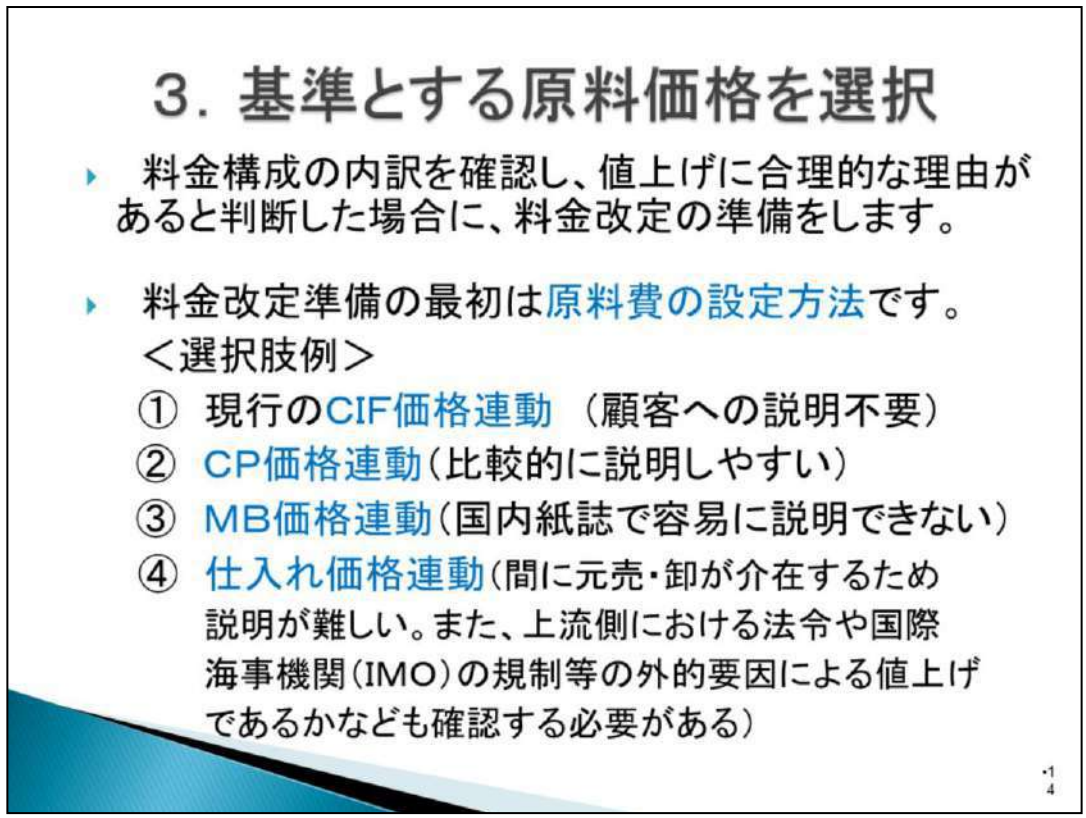
現在のコミュニティーガス料金は、団地発足時の設備費・経費を基本に算定されたと思います。

これと比較するため、まずは原料費は固定したまま、経費について最新の標準係数を使用し、料金を算定しなおしてみてください。

一つの目安になると思います。

また自社の経理ルールに従い、自社実績を基にそれぞれの経費を算定し、標準係数と比べて見てください。

これらの比較から、料金改定の要否、望ましい値上げ幅が判断できるのではないでしょうか？



料金改定を行う場合には、基準とする原料価格を何にするか検討することをお薦めします。

当然現在と同じ基準でも結構です。

またCIF価格を使用する場合でも、現在の3ヶ月平均ベースから、例えば前々月CIFというように単月のCIFを基準にすることも1案です。

より仕入れ価格の変動に合わせたいということであれば、

前月CP×前月平均TTSも、

中東とMBの到着価格が教区等でバランスしがちであることから、

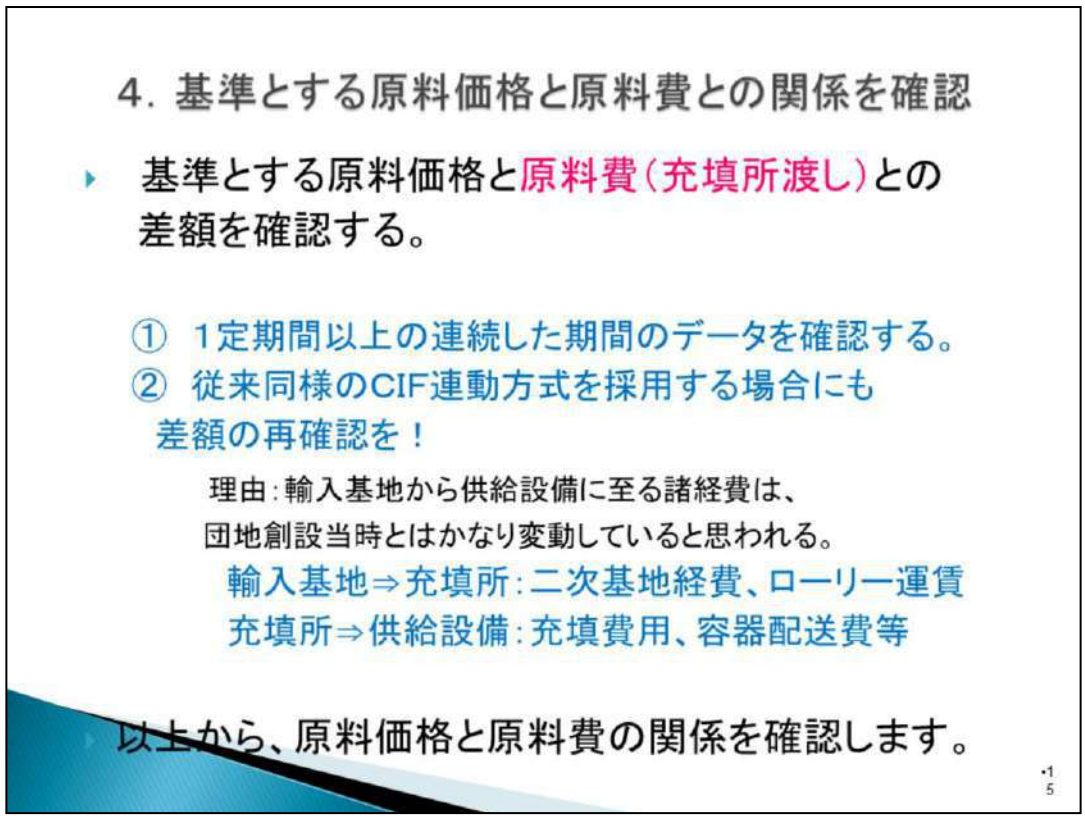
当月CIFと大きく異なることは少ないと考えられますので、

お客さまへの説明の容易さを考えれば検討に値します。

MB価格は公表されている数値をお客様が確認しづらいと考えられ、

自社の仕入れ価格リンクとともに、採用は可能ですが、

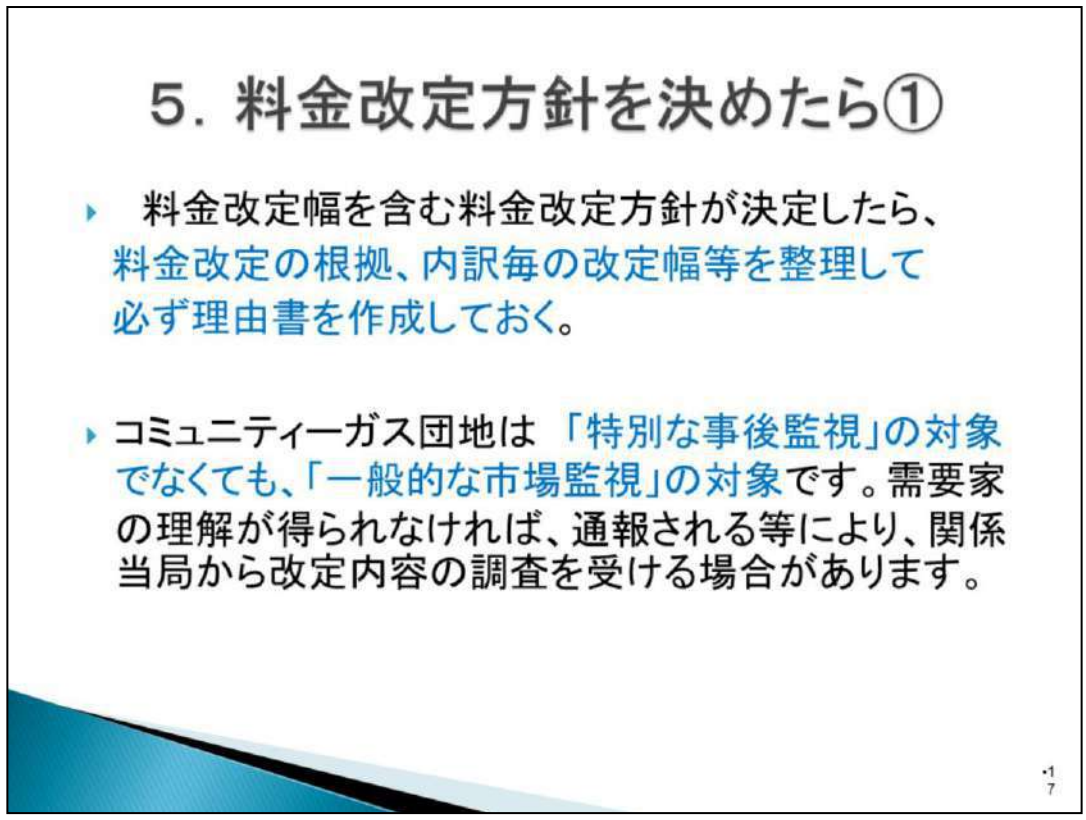
説明に努力が必要と思います。



基準となる原料価格を決めたら、これと原料費の関係を確認し、確定させます。

（参考）上限バンドの取扱い

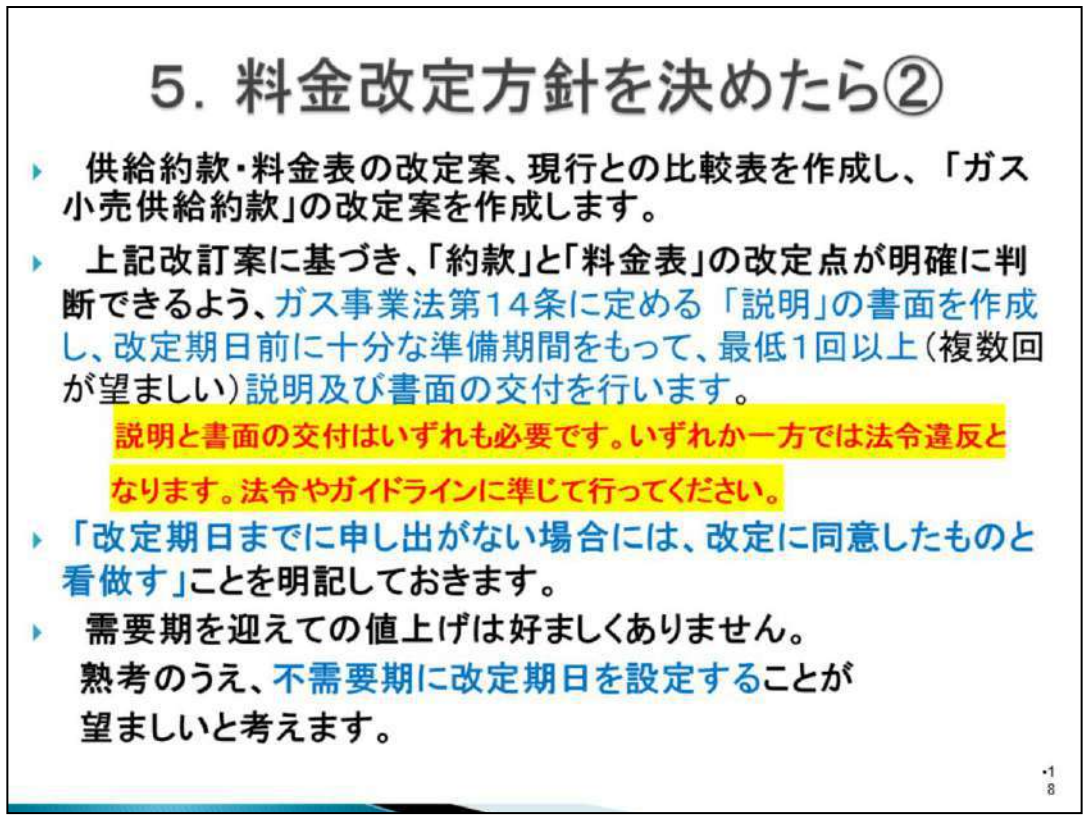
- 経過措置料金指定団地については、
 「旧簡易ガスみなしガス小売事業者指定旧供給地点小売供給約款料金算定規則」第18条第2項の定めにより、
 基準平均原料価格の1.6倍が実績平均原料価格の上限
 とされています。
- 自由化団地にはこの規定は適用されません。
- 現行のガス小売供給約款（附則・別表を含む）に上限バンド制度の記載がある場合で、この定めを削除する場合には、約款改定の手続きが必要となります。
 - 法第14条 「説明・書面交付」
 - 供給約款の改定
 - 法第15条 「書面の交付」



コミュニティーガス団地の担当者はガス主任技術者の資格が必要なため、
異動しにくいとは思いますが、異動がないとは言えません。
また、担当者が変わっていなくても、料金改定のステップを
詳細に記憶することは難しいでしょう。

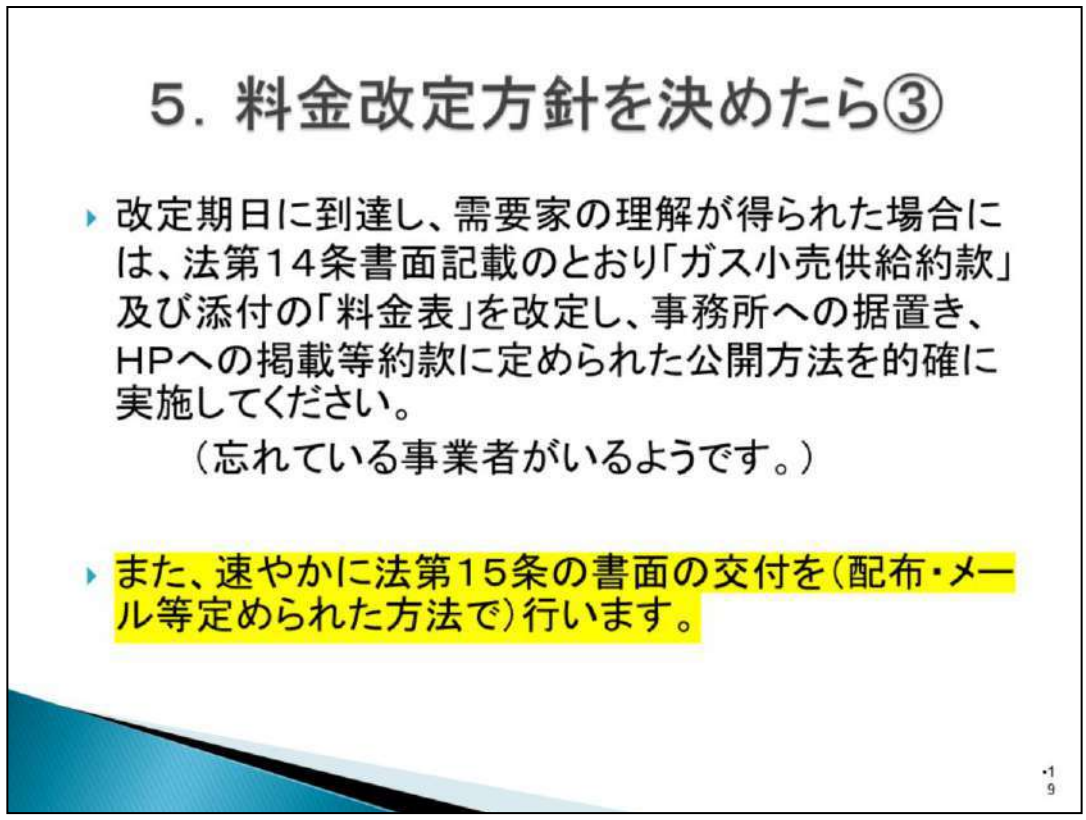
国（取引監視委員会）の調査が実施された場合に、
スムーズに根拠・経緯を説明するためには、
分かりやすい記録が必要です。

適切な権限者の確認を得て、定められたファイル・場所に保管します。



法第14条の説明には、訪問・電話等で説明できなかった場合に、書面をお客様にお渡しして読んでいただくことも説明の一手段と理解します。その結果、質問等があった場合に丁寧に対応していただければ結構です。

法第14条の説明・書面の交付は改訂日付の1カ月以上前に行うことが望まれます。
お客様が改訂に不同意の場合には、自社との交渉、
他の供給者の選択、他エネルギーの選択等
検討に十分な時間が必要となります。



7月分から値上げする場合には、出来れば4月検針時と5月検針時に

少なくとも5月検針時に説明と書面の交付を行い、

6月の検針より前の日を期日として、それまでに解約のお申し出がなく、6月の検針日以降もガスの供給を受けているお客様については、

料金改定に同意していただいたものとして、

7月の検針時までに法15条の書面を交付し、

7月検針分から新料金を適用するぐらいのスケジュールで如何でしょうか？

書面の交付は、検針時にとらわれることなく、

郵便でも、あるいはお客様の承諾に基づいてHPへの掲示、

メールでの送信でも結構です。

まとめと注意①

- 自由化団地といえども、料金改定には合理的な根拠が必要
- コミュニティーガスは原料費調整制度を採用しており、原料費の高騰だけでは料金改定の根拠とはならない
- 原料費調整制度を採用していても、一次・二次基地経費、配送費、労務費等の諸経費の増減は反映されていないため、定期的に見直す必要がある
- 協会発表の調整額早見表は経過措置団地のためのものであり、上限バンドを考慮している
- 料金改定根拠を整理保管しておく

まとめと注意②

- 料金などガス小売供給約款の改定方針が決まった場合には、余裕をもって、法第１４条の説明及び書面の交付を少なくとも１回以上行う
- 改定期日が到達した場合には、改定後のガス小売供給約款（別表、料金表含む）を事業場での掲示、HPへの掲載等約款に定めた方法により掲示する
- また、遅滞なく法第１５条の書面の交付を行う


家をつなぎ、街を創る
コミュニティーガス
22

参考

自由化団地・料金改定支援のご案内

WEB会議（Zoom等）・メールでサポート可能！

■サービス①：簡易料金シミュレーション（無料）

■サービス②：新料金メニュー作成支援　団地６万円＋実費交通費（税別）



株式会社カナデンブレイン
担当者：原　秀幸（丙種ガス主任技術者）
E-mail:hara@kanadenbrain.co.jp

TEL：052-588-2310　　携帯:080-6404-8857

KANADEN

•23

2021年度
第6回業務委員会
資料№7

２０２２年　　月　　日

コミュニティーガス協会会員各位

認知度向上ポスター「レジリエンス編」配布の件

（一般社団法人）日本コミュニティーガス協会

春陽の候、貴社益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。また平素は弊協会の活動にご協力いただき誠にありがとうございます。
さて弊協会では、この度コミュニティーガス認知度向上ポスター「レジリエンス編」を作成し、会員の皆様に配布することと致しましたので、下記のとおりご連絡いたします。

記

1. 作成・配布の目的

近年大規模自然災害が増えてきた中で、コミュニティーガスの強靭性が証明されています。

資源エネルギー庁「2050 年に向けたガス事業の在り方研究会」の中間とりまとめにおいても、分散型エネルギーシステムの 2050 年を見据えた対応の方向性において「コミュニティーガス事業等と連携したスマートシティの実現」が挙げられています。

さらに、コミュニティーガス（導管による液化石油ガスの供給）は、SDGｓ（持続可能な開発目標）に寄与することは勿論、ＣＮ（カーボンニュートラル）に向けたトランジション期間においても省エネルギーの手段として有用性を増してくるものと考えます。また小売自由化後５年を経て、プロパンガス販売の手法としても新たな展開が期待されます。

このような中、需要家はもとより事業者の皆様においても、コミュニティーガスを再認識していただきたく、コミュニティーガス認知度向上を目指してポスターの作成配布を行っていきます。

2. ２０２１年度のテーマ

ポスター作成配布開始初年度として、「レジリエンス（強靭性）」をテーマとしました。耐震強化済みの埋設配管によるガス供給の利点とガス主任技術者の存在をアピールしています。

3. 今後の計画

２０２２年度以降も「ＳＤＧｓ」「ＣＮ」等をテーマに作成配布する計画です。

4. 配布枚数

支部ごとに会員事業者に１部、各コミュニティーガス団地に１部を前提として支部配布枚数を決定し、会員宛送付枚数は各支部に一任しています。

5. お問い合わせ

記載内容等に関するお問い合わせは本部業務部（03-5405-2215　担当：鈴木）までお願いします。

以上

災害に強いぞ!

暮らしを支えるコミュニティーガス

(旧簡易ガス)

地震に強い!



埋設導管はほとんど耐震化されているため、地震に強いです。ガスをお使いの時に一定以上の揺れを感知するとガスの供給を遮断します。

遮断震度目安
ご家庭のマイコンメーター：震度５弱程度以上
団地の感震遮断装置：震度６強程度以上

風・水・雪害に強い!



「埋設導管」という方式で道路に埋設されたガス管を通じて各ご家庭へガスを供給しています。そのため風、水、雪害に強いのが特徴です。

復旧の速さ!

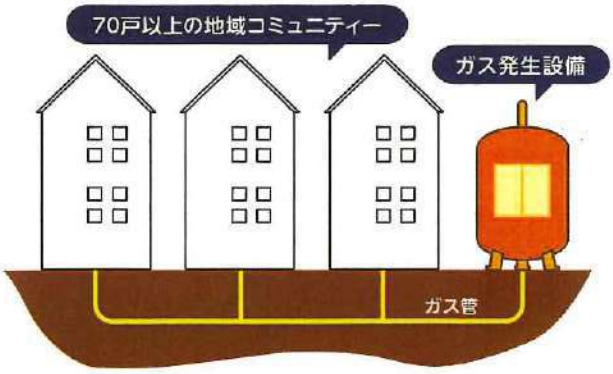


万が一、導管が破損した場合には仮設容器による戸別供給が可能ですので、供給停止は短時日となります。

速やかな対応が可能!



全ての団地に担当するガス主任技術者が定められているため、速やかな対応が可能です。





コミュニティーガスとは?

環境負荷が小さいクリーンなLPガスを各ご家庭に供給しています。道路に埋設されたガス管は災害に強く、万が一のときにも迅速な対応が可能な地域コミュニティーに密着したエネルギーインフラです。

ころにポッ! コミュニティーガス
一般社団法人 日本コミュニティーガス協会
https://www.jcga-page.or.jp/